
I 介護給付費・訓練等給付費基準について

目次

居宅介護.....	3
重度訪問介護.....	8
行動援護.....	11
重度障害者等包括支援.....	13
療養介護.....	15
生活介護.....	17
児童デイサービス.....	20
短期入所（ショートステイ）.....	22
自立訓練（機能訓練）.....	24
自立訓練（生活訓練）.....	27
就労移行支援.....	30
就労継続支援A型（雇成型）.....	33
就労継続支援B型（非雇成型）.....	37
共同生活介護（ケアホーム）.....	41
共同生活援助（グループホーム）.....	48
施設入所支援.....	51
加算（日中活動）.....	57
減算.....	62
（日中活動）.....	62
（居住系）.....	62
旧法施設支援（旧身体障害者施設支援）.....	65
旧法施設支援（旧知的障害者施設支援）.....	72
加算（旧法）.....	78
相談支援.....	81

居宅介護

入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

【内容】

(身体介護)

自宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護等、日常生活における動作を手助けする介護を行う。

(家事援助)

調理、洗濯及び掃除等の家事等に関する援助を行う。

※食品等の日用品の買い物を含む。嗜好品の買い物は移動支援の対象となる。

(通院等介助)

定期的で長期に渡る通院（3ヶ月以上、月1回以上）の付き添い、介護を行う。

官公署への公的手続、指定相談支援事業所への障害福祉サービスの利用の相談、指定相談事業所での相談の結果、見学のため指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の付き添い、介護を行う。

障害の状態により「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」がある。

(通院等乗降介助)

通院等のため、指定居宅介護事業所の従業者又は基準該当居宅介護事業所の従業者が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。

※身体介護の支給決定を受ける者であって、病院・診療所に通院する際の乗車・降車の介助に限定される。

【対象者】

障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

ただし、通院介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

(1) 区分2以上に該当していること

(2) 障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

- ・「歩行」 「3 できない」
- ・「移乗」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」
- ・「移動」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」
- ・「排尿」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」
- ・「排便」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」

【利用について】

- ・ 利用者から見て一体のサービス提供については、一回のサービス提供として算定する。
- ・ サービス内容が混在している場合は、中心となるサービスで算定する。
- ・ 1日に複数回のサービス提供において、同一のサービス類型で算定する場合は、概ね2時間以上の間隔とする。
- ・ 1日に複数回のサービス提供において、別類型のサービス類型で算定する場合は、概ね2時間未

満の間隔でも構わない。サービス提供が連続している場合でも、サービス内容が全く混在しない場合には別類型で算定することは可能とする。

- ・ 居宅介護計画上で一連のサービス提供である場合は、中心となるサービスで算定する。居宅介護計画上で別々に計画をしていたとしても、利用者からみて一体とみなされるべきものであれば、一連のサービスとみなす。
- ・ 所要時間30分未満で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。
- ・ 短時間に集中的にサービス提供を行うことが期待される身体介護と家事援助については、30分単位の単価設定とするとともに、身体介護、家事援助それぞれについて1.5時間を基本とする報酬を設定する。身体介護については、1.5時間に加え排泄に時間を要する者等への対応のため、3時間までのサービスが基本となり、家事援助については1.5時間までのサービスが基本となる。
ただし、市町村が特にやむを得ないと判断した場合には、この限りではなく、支給決定時に1月当たりの支給量に加え、1回当たりの最大利用可能時間数を決定の上、受給者証に記載する。
- ・ 姫路市において、身体介護・通院介助（身体介護あり）、家事援助・通院介助（身体介護なし）については、利用者個々の状況や希望等に応じてそれぞれ支給量を決定している。サービス提供に当たっては、それぞれの決定支給量（契約量）を超えない範囲で行なうものとし、例えば当月の通院介助（身体介護あり）の利用が少なく支給量が余ったから、身体介護でサービス提供するというような運用はできないものとする。
- ・ 現に要した時間で算定されるのではなく、当該居宅介護計画に位置づけられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間に基づき算定される。なお、当初の計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要である。

居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画を見直す必要がある。

- ・ 通院等介助
※詳細は参考資料
- ・ 通院等乗降介助
※詳細は参考資料

【給付単価】

サービス種類	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満	2時間以上 2.5時間未満	2.5時間以上 3時間未満	以降	1回
身体介護 (下記以外) 通院等介助 (身体介護を伴う)	230 単位	400 単位	580 単位	655 単位	730 単位	805 単位	市町村が認めた場合、 30分ごとに 70単位	
身体介護 (重度訪問介護 研修修了者がサービスを行うとき)	160 単位		320 単位		480 単位		市町村が認めた場合、 30分ごとに 70単位	
家事援助 通院等介助 (身体介護を伴わない)	80 単位	150 単位	225 単位	市町村が特に必要と認めた場合、30分ごとに70単位				
通院等のための 乗車又は降車の 介助								99 単位
3級ヘルパー等により行なわれる場合は、身体介護(通院介助(身体介護を伴う))は基本単位数×70/100、家事援助(通院介助(身体介護を伴わない))及び通院等乗降介助は×90/100で得た単位数を基本単位数とする。								

※ 基準該当事業者については、指定事業者に適用される報酬額の85%相当額とする。

【加算】

区 分	基準単位数または率等
早朝・夜間加算 (6:00~8:00・18:00~22:00)	所定単位数×25/100を加算
深夜加算 (22:00~翌6:00)	所定単位数×50/100を加算
二人派遣	それぞれに所定単位数を算定
利用者負担上減額管理加算 (月1回を限度)	1回につき150単位

○二人派遣

利用者(児童の場合は障害児)の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行ったときは、それぞれの従業者が行う指定居宅介護等につき所定額を算定する。

- 同時に2人の従業者が指定居宅介護を行える場合の要件
- ① 身体障害者、知的障害者、障害児又は精神障害者の身体的理由により1人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合
 - ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ③ その他身体障害者、知的障害者、障害児又は精神障害者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

Point

市町村が二人派遣を承認した利用者については、支給決定時に受給者証に記載がある。

乗降介助について、二人派遣は適用されない。

○早朝・夜間加算

夜間（午後 6 時から午後 10 時までの時間をいう。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

○深夜加算

深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービスを提供した時間帯の算定基準により算定する。

ただし、基準額の最小単位（最初の 30 分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること）。

また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること）

【減算】

資 格	報酬の減算	
	身体介護・ 通院等介助（身体 介護を伴う場合）	家事援助・ 通院等介助（身体介護 を伴わない場合）・ 通院等乗降介助
介護福祉士	減算なし	減算なし
介護職員基礎研修修了者		
居宅介護従業者養成研修 1、2 級課程修了者		
居宅介護従業者養成研修 3 級課程修了者	30%減算	10%減算
支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者	30%減算	10%減算
平成 18 年 9 月 30 日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修を終了した者	30%減算	10%減算
従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護養成研修に相当する研修として都道府県知事の認める研修を終了したもの。	30%減算	10%減算

○3級ヘルパー等によるサービス

サービス提供を行った場合には、身体介護等で30%、家事援助等で10%の減算を行う。

○重度訪問介護養成研修修了者によるサービス

居宅介護においては身体介護についてのみサービスを行えるものであり、その際の算定単位数は1時間未満160単位、2時間未満320単位、3時間未満480単位（以降30分を増すごとに+70単位）とする。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。

【内容】

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うもので比較的長時間にわたり、断続的に提供されるような支援をいう。

【対象者】

18歳以上の重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者

具体的には、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ・二肢以上に麻痺等があること
- ・障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

【利用について】

- ・ 重度訪問介護については、従前の日常生活支援の取扱いと同様に、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅サービス費を算定することはできない。
- ・ 重度訪問介護は、支援費制度の下で別々のサービスとして提供されてきた日常生活支援と外出介護を、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者に対して総合的に提供するものであり、従前の日常生活支援に外出時の介護を加えたサービスとなっている。そういった趣旨から、「日常生活支援」の一部として提供されてきた「見守り介護」は「重度訪問介護」においてもサービス内容に含まれるものである。
- ・ 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、サービス提供を行う形態であるが、利用者の身体状況その他の理由により、1日に複数回にわたるサービスを行った場合、1日分を通算して報酬算定する。ただし、サービス提供が別事業所である場合、通算せず、それぞれ別々に請求する。
1日に複数回移動した場合であっても1日分を通算して報酬算定する。ただし、別事業所であればそれぞれ別々に算定する。
- ・ 1日の標準的な利用時間は3時間以上として支給決定しているが、請求は3時間未満でも可能である。
- ・ 所要時間1時間未満で算定する場合の所要時間は40分程度以上とする。
- ・ 重度訪問介護の移動介護加算部分は内数【例：重度訪問介護250時間（うち移動介護32時間）】で支給決定し、それに基づいて重度訪問介護計画が作成されるが、利用者の体調不良等により外出等ができなくなり、移動介護として使わなかった場合は、再度重度訪問介護計画を見直し、必要に応じて身体介護、家事援助等のサービスの利用で算定することは可能である。
- ・ 重度訪問介護における移動については、平成18年9月末までの外出介護と同様、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」、「通年かつ長期にわたる外出」や「社会通念上適当でない外出」は認められない。

- ・ 重度訪問介護は移動中の介護も含めて総合的に提供する必要があるため、移動中の介護のみに特化してサービス提供することはできない。また、移動中の介護を行わないこともできない。
- ・ 重度訪問介護従事者養成研修の基礎研修だけを終了した者は、加算対象者に対してサービス提供をすることができない。仮にサービス提供したとしても、加算部分はもちろん、通常の報酬算定もできない。
- ・ 介護福祉士や居宅介護従業者養成研修修了者、日常生活支援従業者養成研修修了者については、追加研修を受ける必要なく加算対象者に対するサービスを提供することができる。ただし、基礎研修のみを受講している者については、追加研修の受講が必要である。
- ・ 重度訪問介護の移動中の介護を行う場合、ヘルパーの資格要件は重度訪問介護従業者の要件で足りる。

【給付単価】

算定時間		算定単位数
1 時間未満		1 6 0 単位
1 時間以上 2 時間未満		3 2 0 単位
2 時間以上 3 時間未満		4 8 0 単位
3 時間以上 4 時間未満		6 4 0 単位
4 時間以上 5 時間未満		7 9 0 単位
5 時間以上 6 時間未満		9 4 0 単位
6 時間以上 7 時間未満		1, 0 9 0 単位
7 時間以上 8 時間未満		1, 2 4 0 単位
8 時間以上 12 時間未満		1,392 単位に 1 時間増すごとに +152 単位
12 時間以上 16 時間未満		1,991 単位に 1 時間増すごとに +143 単位
16 時間以上 20 時間未満		2,572 単位に 1 時間増すごとに +152 単位
20 時間以上 24 時間未満		3,171 単位に 1 時間増すごとに +143 単位
移動介護加算	1 時間未満	1 回につき 1 0 0 単位を算定
	1 時間以上 2 時間未満	1 回につき 1 5 0 単位を算定
	2 時間以上 3 時間未満	1 回につき 2 0 0 単位を算定
	3 時間以上	1 回につき 2 5 0 単位を算定

【加算】

区 分	基準単位数または率等
重度障害者等包括支援の対象者の場合	所定単位 × 15/100 を加算
障害程度区分6に該当する者の場合	所定単位 × 75/1000 を加算
早朝・夜間加算 (6:00～8:00・18:00～22:00)	所定単位 × 25/100 を加算
深夜加算 (22:00～翌 6:00)	所定単位 × 50/100 を加算
二人派遣	それぞれに所定単位数を算定
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	1 回につき 150 単位

○ 15%加算対象者

重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者、つまり障害程度区分が区分6（要介護5程度）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

累 計		状 態 像
重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
	最 重 度 知 的 障 害 者 II 類型	・重症心身障害者

○ 7. 5%加算対象者

区分6（要介護5程度）の者で、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当しない者

※加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。

○早朝・夜間・深夜加算、二人派遣の取扱いは居宅介護と同様。（5ページ参照）

行動援護

行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。

【内容】

障害者等が行動する際に生じ得る、自傷や徘徊などの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

行動援護が中心であるサービスは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、外出時および外出の前後に、次のようなサービスを行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。

①予防的対応

ア 初めての場所で何が起こるか分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること。

イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等を行うことなど。

②制御的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起してしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動をおさめること。

イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること。

ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

③身体介護的対応

ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応。

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助。

ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など。

【対象者】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常時介護を要する者
具体的には、障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が8点以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態）である者

【利用について】

- ・ 1日に1回しか算定できない
- ・ 主として1日の範囲内で用務を終える日中に行われる外出中心のサービスである。
- ・ 一般的には半日の範囲でとどまると想定される。
- ・ 行動援護計画に沿ったものとし、突発的なニーズに対する支給は想定していない。
- ・ 移動支援との併用はできない。

- ・ 移動支援と同様、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」、「通年かつ長期にわたる外出」や「社会通念上適当でない外出」は認められない。

【給付単位】

算定時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満	2時間以上 2.5時間未満
算定 単位数	230単位	400単位	580単位	728単位	876単位
算定時間	2.5時間以上 3時間未満	3時間以上 3.5時間未満	3.5時間以上 4時間未満	4時間以上 4.5時間未満	4.5時間以上
算定 単位数	1,024単位	1,172単位	1,320単位	1,468単位	1,616単位

※ 30分ごとの加算は5時間未満までで、5時間以上の提供については、4.5時間以上の算定単位数を適用し、一律1,616単位とする。

※ 基準該当事業者については、指定事業者に適用される報酬額の85%相当額とする。

Point

行動援護は、5時間以上のサービス提供については4.5時間以上における算定単位数が適用される。そのため、8時間のサービス提供を行ったとしても、4.5時間以上の1,616単位が算定単位数として適用される。

【加算】

- 二人派遣の取扱いは居宅介護と同様。（5ページ参照）

【減算】

- 従事者の要件が基準に満たない場合

区分	従業者の要件
本 則 (養成 研修 等)	① 介護福祉士
	② 居宅介護従業者養成研修を修了した証明書の所持者
	③ 介護保険（老人福祉）制度の訪問介護員養成に関する研修を修了した証明書の所持者（看護師・准看護師を含む。）
	④ 行動援護従業者養成研修を修了した証明書の所持者 【H18年10月から実施】
	⑤ 知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した証明書の所持者

行動援護におけるヘルパーは、上記の資格に、2年以上知的障害者（児童）、精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇）に従事した者でなければならない。

経過措置として、行動援護従業者養成研修の受講を要件とし、当分の間、「2年以上」を「1年以上」とする経過措置を設ける。経過措置によるサービス提供の場合は、30%の減算がある。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【内容】

対象者の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して設定された標準的な個別支援計画に基づいて、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る））を総合的に行う。

【対象者】

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者

具体的には、障害程度区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（1 類型） ・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS（筋萎縮性側索硬化症） ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者（2 類型） ・重症心身障害者
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が15点以上である者（3 類型）	・強度行動障害

【利用について】

- ・ 重度障害者等包括支援にあたっての支給決定については、対象者の個別的な介護ニーズに基づき作成した1週間の利用計画に基づき、1日当たりの平均単位数を算出して各月の暦日数を乗じ各月ごとの支給量を定めるものである。

サービスの質の確保を図る観点から、重度障害者等包括支援の事業者は、下記の要件を満たすものとする。

- ① 重度訪問介護やケアホーム等何らかの障害福祉サービス指定事業であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること。
 - ② 相談支援専門員の資格を有するサービス管理責任者を配置していること。
 - ③ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること。
- ・ 市町は、支給決定をした単位数をそのまま支払い、実際に使ったサービスの内容等は問わない。（包括払い方式）
 - ・ 報酬は、重度障害者等包括支援事業者に全て払う。
 - ・ 他の事業者と連携してサービス提供する場合は、重度障害者等包括支援事業者から各事業者へ委託費を支払う。
 - ・ 重度障害者等包括支援として提供した各障害福祉サービスにおいて発生した特定費用（光熱水費、

家賃等)は、各障害福祉サービスごとに省令で定められている費用を、各障害福祉サービス事業所において徴収する。

- 市町村は、対象者に対し、定期的に、適切なサービスが報告どおり提供されているかどうか等について、実地で確認調査を行う。

【給付単価】

サービス種類	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上 12時間未満	それ以降 4時間ごと
生活介護	700単位	1,400単位	2,100単位	682単位
重度訪問介護	700単位	1,400単位	2,100単位	682単位
サービス種類	1日			
共同生活介護	最重度者に適用される単位 ※1			
短期入所	最重度者に適用される単位 ※2			

※1については、41ページ参照

※2については、22ページ参照

※報酬の支払いにあたっては、市町村が支給決定した単位数をそのまま支払う。

【加算】

- 早朝・夜間・深夜加算、二人派遣の取扱いは居宅介護と同様。(5ページ参照)
- 食事提供加算の取扱いは短期入所と同様。(60ページ参照)
- 夜間支援体制加算の取扱いは共同生活介護と同様。(45ページ参照)

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。

【内容】

主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

【対象者】

機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な医療を要する18歳以上の障害者であって常時介護を要するもの

具体的には、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が区分6の者
- ・筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者）であって、障害程度区分が区分5以上の者

【利用について】

- ・療養介護サービス費については、実績記録表の提出は必要ないものとする。
- ・療養介護医療費のうち、食事の標準負担額に係る一部公費負担については、市町村は福祉部分の介護給付費と同様、請求のあった月の翌月末までに指定療養介護事業所に支払うものとする。

【給付単位】

（単位：日額）

	平均程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分	サービス提供職員配置基準（常勤換算）	日額報酬単価				利用者数が利用定員を超える場合	生活支援員等の員数欠如の場合	生活介護計画が作成されていない場合	
			40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上				
療養介護（Ⅰ）	平均程度区分5.0以上のもの	区分5及び区分6の者が50%以上	2:1以上	904 単位	885 単位	868 単位	857 単位	× 70/100	× 70/100	× 95/100
療養介護（Ⅱ）			3:1以上	659 単位	629 単位	604 単位	591 単位			
療養介護（Ⅲ）			4:1以上	521 単位	495 単位	484 単位	476 単位			
療養介護（Ⅳ）			6:1以上	417 単位	385 単位	371 単位	362 単位			
療養介護（Ⅴ）		経過措置利用者（区分5未満のもの）		417 単位	385 単位	371 単位	362 単位			

※ 地方公共団体が設置する施設は、基本単位数×965/1000で得た単位数を基本単位数とする。

【加算】

区 分	基準単位数
地域移行加算	入院中1回、退院後1回を限度として500単位

地域移行加算（57ページ参照）

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合（62ページ参照）

利用者数が利用定員を超える場合（62ページ参照）

生活支援員等の員数欠如の場合（63ページ参照）

個別支援計画が作成されていない場合（64ページ参照）

生活介護

常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、軽作業などの生活活動や、創作活動の機会を提供します。

【内容】

障害者自立支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、主として昼間に、入浴、排せつ及び食事等の介護などを行うとともに、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

【対象者】

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する18歳以上の障害者

具体的には、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ・障害程度区分が区分3以上（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上）である者
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3以上）である者
- ・経過措置対象者（障害程度区分が上記に満たない特定旧法受給者）

【従来のサービス例】

療護施設（身体）

更生施設（知的）等

【給付単位】

生活介護サービス費の区分については、指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置する場合にあつては当該サービス提供単位ごと）の平均障害程度区分、重度障害者割合及び第551号告示に規定する人員基準に応じ算定する（生活介護サービス費（XI）及び基準該当生活介護サービス費を除く。）。経過措置対象者は生活介護サービス費（XI）を算定する。

基準該当生活介護とは、地域において生活介護が提供されていないこと等により、介護保険における指定通所介護事業所において基準該当生活介護を提供した場合をいう。

（※ 区分算定の要件に関しては別紙参照）

(単位：日額)

区分 ※	基本報酬単位数（日額）				利用者 数が利 用定員 を超える 場合	生活支 援員等 の員数 欠如の 場合	生活介 護計画 が作成 されて いない 場合
	40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上			
生活介護(Ⅰ)	1,320 単位	1,288 単位	1,231 単位	1,215 単位	× 70/100	× 70/100	× 95/100
生活介護(Ⅱ)	1,170 単位	1,138 単位	1,090 単位	1,076 単位			
生活介護(Ⅲ)	998 単位	966 単位	931 単位	917 単位			
生活介護(Ⅳ)	884 単位	854 単位	825 単位	811 単位			
生活介護(Ⅴ)	805 単位	769 単位	751 単位	736 単位			
生活介護(Ⅵ)	728 単位	697 単位	674 単位	662 単位			
生活介護(Ⅶ)	679 単位	646 単位	628 単位	615 単位			
生活介護(Ⅷ)	633 単位	604 単位	589 単位	576 単位			
生活介護(Ⅸ)	603 単位	571 単位	557 単位	546 単位			
生活介護(Ⅹ)	572 単位	538 単位	533 単位	518 単位			
生活介護(ⅩⅠ) 経過措置対象者	525 単位	494 単位	481 単位	466 単位			
基準該当生活介護	728 単位						

※ 地方公共団体が設置する施設は、基本単位数×965/1000で得た単位数を基本単位数とする。

【加算】

区 分		基準単位数または率等
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		1日につき 41 単位を加算
新事業移行時特別加算		当該指定を受けた日から 30 日を限度として、1日につき 48 単位を加算
初期加算		利用開始日から 30 日を限度として、1日につき 30 単位を加算
訪問支援特別加算 (月 2 回を限度)	1 時間未満	1 回につき 187 単位を加算
	1 時間以上	1 回につき 280 単位を加算
食事提供体制加算		1日につき 42 単位を加算
利用者負担上限額管理加算 (月 1 回を限度)		1 回につき 150 単位を加算

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (58 ページ参照)

新事業移行時特別加算 (58 ページ参照)

初期加算 (59 ページ参照)

訪問支援特別加算 (59 ページ参照)

食事提供体制加算 (60 ページ参照)

利用者負担上限額管理加算 (61 ページ参照)

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合 (62 ページ参照)

利用者数が利用定員を超える場合 (62 ページ参照)

生活支援員等の員数欠如の場合 (63 ページ参照)

生活介護計画が作成されていない場合 (64 ページ参照)

児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

【内容】

障害児について、施設において、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

【対象者】

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童

【給付単価】

施設区分	事業区分	規模	所定単位数
児童デイサービスⅠ	利用人員	小規模	754 単位（平均利用人員 10 人以下）
		標準	508 単位（平均利用人員 11～20 人）
		大規模	396 単位（平均利用人員 21 人以上）
児童デイサービスⅡ （経過措置）	利用人員	小規模	407 単位（平均利用人員 10 人以下）
		標準	283 単位（平均利用人員 11～20 人）
		大規模	231 単位（平均利用人員 21 人以上）

※ 既存事業所については前年度の実績に基づいて平均実利用人員を算出。新規事業所については利用定員からの見込数となる。

※ 児童デイサービスの規模別単価の提供については、平均実利用人員が小規模は 10 人以下、標準は 11～20 人、大規模は 21 人以上とする。

※ 児童デイサービスⅠの算定要件

施設全体が下記の条件を満たす場合又は、クラスごとに下記条件を満たす場合にあっては、満たすクラス。

- ・ 1 日の利用定員の合計数が最低 10 名。
（同日に複数クラスを実施する場合には、クラス定員数の合計が 10 名）
- ・ サービス管理責任者の配置。
- ・ 保育士又は指導員をクラスごとに最低 2 名の配置（10：2 の職員配置）。
- ・ 事業所の利用実績において、就学前児童の割合が 7 割を満たしている。
（事業所が県に対し就学前児童 7 割要件を満たす旨の申請をし、県が適当と認めた場合。）

【加算】

加算	基準額または率等
送迎加算	片道 54 単位
家庭連携加算	1 時間まで 187 単位 1 時間超 280 単位
訪問支援特別加算	1 時間まで 187 単位 1 時間超 280 単位
利用者負担上限額管理加算	1 回につき 150 単位

家庭連携加算（60ページ参照）

送迎加算（60ページ参照）

訪問支援特別加算（59ページ参照）

利用者負担上限額管理加算（61ページ参照）

【減算】

利用者数が利用定員を超える場合（62ページ参照）

保育士又は指導員等の員数欠如の場合（63ページ参照）

児童デイサービス介護計画が作成されていない場合（64ページ参照）

短期入所(ショートステイ)

介護者が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【内容】

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等について、施設において、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行う。

※宿泊を伴う場合のみ。宿泊を伴わない一時預かりは、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」。

【対象者】

障害程度区分が区分1以上である者

障害児に係る厚生労働大臣が定める区分において、区分1以上に該当する障害児

【利用について】

- ・ 日数については、原則として入退所日ともに1日として算定する。
(宿泊を伴うかどうかの判定は、24時を越えるかどうかである。23:00～翌1:00の利用の場合、利用時間は短いが24時を越えることから1泊2日とみなし、2日を算定する。)
(ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、指定共同生活介護事業所、指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設等、特定旧法指定施設等(以下「指定短期入所事業所等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの(以下「隣接事業所等」と総称する。)の間で、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日は含み、退所の日は含まれない。)
- ・ 短期入所を行った場合は、現に要した時間でなく、短期入所に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じて算定する。
(1泊2日以上の利用が原則であり、利用日数に応じた2日以上での算定となる。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由により1日で利用を中止した場合、1日での算定となる。)
- ・ 利用者(障害児)の障害の程度区分に従い、所定額を算定する。
- ・ 支給決定時において、障害程度の区分、遷延性意識障害者(児)・重症心身障害者(児)加算について決定する。送迎加算は平成18年10月1日から廃止。
- ・ 短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定する取扱いについては、短期入所の報酬が、日中も含めて1日当たりの支援に必要な経費を包括的に評価していることから、短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定することは望ましくない。
しかしながら、当分の間、短期入所と日中活動系サービスを同一日に利用する真にやむを得ない理由がある場合にあっては、短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定しても差し支えないこととする。

【給付単価】

主たる対象者区分		程度区分等	所定単位数	加算
			1日	食事提供
障害者	短期入所サービス費 (Ⅰ)	区分1	490 単位	68 単位
		区分2	490 単位	
		区分3	562 単位	
		区分4	624 単位	
		区分5	757 単位	
		区分6	890 単位	
	短期入所サービス費 (Ⅲ) (※2)	2,400 単位		
短期入所サービス費 (Ⅳ) (※1)	1,400 単位			
障害児	短期入所サービス費 (Ⅱ)	区分1	490 単位	68 単位
		区分2	593 単位	
		区分3	757 単位	
	短期入所サービス費 (Ⅲ) (※2)	2,400 単位		
	短期入所サービス費 (Ⅳ) (※1)	1,400 単位		

(※1) 遷延性意識障害者(児)が医療機関を利用した場合。医師により、遷延性意識障害の症状を呈すると認められた者(児童)又はこれに準ずると認められた者(児童)又は、医師により、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者(児童)が、医療機関である指定短期入所を利用した場合をいう。

(※2) 重症心身障害者(児)が医療機関を利用した場合。重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(児童)が、医療機関である指定短期入所を利用した場合をいう。

【加算】

区 分	基準額
食事提供体制加算(宿泊を伴う)	1日 68 単位

食事提供体制加算(60ページ参照)

【減算】

利用者数が利用定員を超える場合(62ページ参照)

生活支援員等の員数欠如の場合(63ページ参照)

自立訓練(機能訓練)

身体障害者に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【内容】

身体障害を有する障害者につき、自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間において障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、身体機能や生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【標準利用期間】

1年6か月間

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者具体的には次のような例が挙げられる。

- ・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ・盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

【従来のサービス例】

更生施設(身体)等

【利用について】

- ・当初支給決定期間は1年間。サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、個々の利用者ごとに、標準期間の範囲内で利用期間を設定。段階的なプログラムを計画・実施する。
- ・通所を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と訪問によるサービスを組み合わせることとする。
- ・訪問による訓練として、病院におけるリハビリテーションの後、居宅における日常生活上の訓練が必要であって、通所によるサービスの利用が困難と認められる等の場合、訪問に限定したサービスを報酬上評価する
- ・利用期間について、標準期間に基づき設定する一定期間の範囲内で更新を可能とし、これを超える場合には、市町村審査会の個別審査により判定する。

【給付単価】

(単位：日額)

定員規模等		所定単位数	地方公共団体が設置する指定自立訓練事業所の場合	定員数を超えた場合	生活支援員等欠員	自立訓練計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
機能訓練サービス費（Ⅰ）	定員40人以下	668	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100
	定員41人以上60人以下	635					
	定員61人以上80人以下	609					
	定員81人以上	572					
機能訓練サービス費（Ⅱ）	1時間未満	187					
	1時間以上	280					
基準該当機能訓練サービス費		668					

※ 介護保険における指定通所介護事業所において基準該当自立訓練（生活訓練・機能訓練）を提供した場合、基準該当機能訓練サービス費を算定する。

【加算】

区分	所定単位数	備考
新事業移行時特別加算	48	1日につき (移行日から30日間を限度)
初期加算	30	1日につき (暫定支給決定期間中の支援。利用開始日から30日を限度)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41	1日につき
食事提供体制加算	42	1日につき
利用者負担上限額管理加算	150	月1回

新事業移行時特別加算（58ページ参照）

初期加算（59ページ参照）

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（58ページ参照）

食事提供体制加算（60ページ参照）

利用者負担上限額管理加算（61ページ参照）

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合（62ページ参照）

定員超過減算（62ページ参照）

生活支援員等欠員（63ページ参照）

自立訓練計画が作成されていない場合（64ページ参照）

標準利用期間超過減算（64ページ参照）

自立訓練(生活訓練)

知的障害者・精神障害者に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。

【内容】

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、食事や家事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

【標準利用期間】

2年間

(長期入院又は施設入所をしていた者は3年)

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

具体的には次のような例が挙げられる。

- ・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ・養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

【従来のサービス例】

更生施設(知的)

生活訓練施設(精神)等

【利用について】

- ・当初支給決定期間は1年間。サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、個々の利用者ごとに、標準期間の範囲内で利用期間を設定。段階的なプログラムを計画・実施する。
- ・利用期間について、標準期間に基づき設定する一定期間の範囲内で更新を可能とし、これを超える場合には、市町村審査会の個別審査により判定する。
- ・居宅の訪問による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅱ)を算定する(週2回を限度とする。。「居宅」とは、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活住居は含まれないものであること。
- ・宿泊型(生活訓練サービス費(Ⅲ))は、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者を対象として、一定期間夜間の居住の場を提供し帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行う。

利用期間は原則1年とし、利用開始から3ヶ月ごとに更新。1年を超える場合には、審査会の意見を聴くものとする。(1年を超える場合には報酬を40%減算。)

【給付単価】

(単価：日額)

定員規模等		所定単位数	地方公共団体が設置する自立訓練事業の場合	定員数を超過した場合	生活支援員 生 活 支 援 員 欠 員	自立訓練計画が作成されていない場合	標準期間超過 利 用 超 算 減 算
生活訓練サービス費（Ⅰ）	定員40人以下	668	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100
	定員41人以上60人以下	635					
	定員61人以上80人以下	609					
	定員81人以上	572					
生活訓練サービス費（Ⅱ）	1時間未満	187					
	1時間以上	280					
生活訓練サービス費（Ⅲ）	利用期間1年以内	270					
	利用期間1年超	162					
基準該当生活訓練サービス費		668					

※ 介護保険における指定通所介護事業所において基準該当自立訓練（生活訓練・機能訓練）を提供した場合、基準該当機能訓練サービス費を算定する。

【加算】

区分	所定単位数	備考
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41	1日につき
新事業移行時特別加算	48	1日につき (移行日から30日間を限度)
初期加算	30	1日につき (利用開始日から30日を限度)
短期滞在加算(Ⅰ)	180	1日につき (夜勤体制確保)
短期滞在加算(Ⅱ)	115	1日につき (宿直体制確保)
精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	180	1日につき (夜勤体制確保)
精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	115	1日につき (宿直体制確保)
食事提供体制加算	42	1日につき
食事提供体制加算(宿泊型)	68	1日につき
利用者負担上限額管理加算	150	月1回

新事業移行時特別加算(58ページ参照)

初期加算(59ページ参照)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(58ページ参照)

食事提供体制加算(60ページ参照)

短期滞在加算(60ページ参照)

精神障害者退院支援施設加算(61ページ参照)

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合(62ページ参照)

定員超過減算(62ページ参照)

生活支援員等欠員(63ページ参照)

自立訓練計画が作成されていない場合(64ページ参照)

標準利用期間超過減算(64ページ参照)

就労移行支援

一般就労への移行に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。

【内容】

就労を希望する障害者に対し、生産活動・職場体験等の提供による就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

【標準利用期間】

2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）

【対象者】

就労を希望する65歳未満の障害者であって、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる者
具体的には次のような例が挙げられる。

- ・ 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者
- ・ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する者

【従来のサービス例】

授産施設（身体・知的・精神）

更生施設（身体・知的）

【利用について】

- ・ 当初支給決定期間は1年間。サービスを効果的・効率的に提供し、標準期間（2年）の範囲内で、個別支援計画に基づき段階的なプログラムを計画・実施する。
 - ① 事業所内や企業において、作業や実習を実施。
 - ② 生産活動その他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識及び能力の向上を支援。
 - ③ ①や②を通じ、適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援

Point

段階的なプログラムを組んで実施。

通所前期 → 通所中期 → 通所後期 → 訪問期
(基礎訓練期) (実践的訓練期) (マッチング期) (フォロー期)

- ・ 工賃の支払い
 - ① 生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に工賃として支払う。
 - ② 利用申込者に対し、直近の工賃支払いの実績額を提示する。
- ・ 職場実習
利用者が個別支援計画に沿って職場実習を実施できるよう、実習の受け入れ先を確保する。
- ・ 求職活動支援・職場開拓
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し利用者が行う求職活動を支援しなければならない。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努める。

- ・ 職場定着のための支援

利用者の職場定着を促進する観点から、利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援を継続しなければならない。

- ・ 職場実習・求職活動・トライアル雇用・在宅就労等

①次の要件を満たす日については、通所した場合に認められる報酬額の算定を認める。

- ・ 施設外のサービス提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。
- ・ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画が事前に作成（施設外サービス提供時は1週間ごと）され、その支援により就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。
- ・ 対象者や実習先事業者から、当該サービス提供期間中の対象者の状況について聞き取ることであり日報を作成すること。
- ・ 在宅就労においては、上記の他、事業者が定期的（週1回程度）に訪問し、直接支援を行うこと。
- ・ 緊急時の対応ができること。

②当該事業に係る報酬の支給対象期間は、就職の前日までである。

③施設外でのサービス提供期間は、延べ180日を限度とする。なお、在宅就労においてはこの限りでない。

【給付単価】

(単位：日額)

定員規模等		所定単位数	地方公共団体が設置する指定就労移行事業所の場合	定員数を超えた場合	生活支援員等欠員	就労移行支援計画作成できない場合	標準期間超過算
就労移行支援サービス費 (I)	定員40人以下	769	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100
	定員41人以上60人以下	737					
	定員61人以上80人以下	693					
	定員81人以上	657					
就労移行支援サービス費 (II) ※	定員40人以下	476					
	定員41人以上60人以下	446					
	定員61人以上80人以下	435					
	定員81人以上	421					

※ 就労移行支援サービス費 (II) は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師等の視覚取得を目的とする養成施設の場合。

【加算】

区分		所定単位数	備考
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41	1日につき
就労移行支援体制加算		26	1日につき
新事業移行時特別加算		48	1日につき (移行日から30日間を限度)
初期加算		30	1日につき (利用開始日から30日を限度)
訪問支援 特別加算	イ) 1時間未満	187	1回につき (月2回を限度)
	ロ) 1時間以上	280	
食事提供体制加算		42	1日につき
精神障害者退院 支援施設加算	精神障害者退院支援 施設加算 (Ⅰ)	180	1日につき
	精神障害者退院支援 施設加算 (Ⅱ)	115	
利用者負担上限額管理加算		150	月1回

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (58ページ参照)

就労移行支援体制加算 (61ページ参照)

新事業移行時特別加算 (58ページ参照)

初期加算 (59ページ参照)

訪問支援特別加算 (59ページ参照)

食事提供体制加算 (60ページ参照)

精神障害者退院支援施設加算 (61ページ参照)

利用者負担上限額管理加算 (61ページ参照)

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合 (62ページ参照)

定員超過減算 (62ページ参照)

生活支援員等欠員 (63ページ参照)

就労移行支援計画が作成されていない場合 (64ページ参照)

標準利用期間超過減算 (64ページ参照)

就労継続支援 A 型(雇用型)

雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

【内容】

事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行い、一般就労に向けての支援を行う。

【対象者】

一般企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者（利用開始時 65 歳未満の者）

具体的には次のような例が挙げられる。

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ・ 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ・ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

【従来のサービス例】

授産施設（身体・知的・精神）

福祉工場（身体・知的・精神）

【利用について】

- ・ 雇用契約の締結

利用者と雇用契約を締結するとともに、労働基準法等関係法規を遵守する。

- ・ 障害者以外の者の雇用

事業者は、生産性の向上を図り、多様な業種において就労機会の拡大を図るため、利用定員に対し一定割合を上限として、利用定員とは別に、障害者以外の者を雇用することができる。

①利用定員 10 人以上 20 人以下	利用定員の 5 割以下
②利用定員 21 人以上 30 人以下	10 人又は利用定員の 4 割のいずれか多い数
③利用定員 31 人以上	12 人又は利用定員の 3 割のいずれか多い数

※既存の福祉工場のうち、上記の割合を超えている場合については、経過措置として、移行時点の障害者以外の者の雇用割合を上限とし、併せて改善計画を都道府県に提出することとする。

- ・ 就労継続支援 A 型事業の特例（雇用によらない者の利用）

直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的に雇用関係へ移行することが期待できる障害者について、雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

（要件）

①雇用による利用定員が 10 人以上

②雇用によらない利用定員が、雇用による利用定員の半数未満であること。ただし当該利用者は 10 人を超えないこと。

③雇用による利用者と雇用によらない利用者の作業場所及び作業内容を明確に区分すること。（別

棟であることや施設の別の場所で、別の作業を実施している等、誰が見ても明確に区分されている状態であること。)

(その他)

①当該特例の対象となる事業所の利用定員数は雇用による定員数と雇用によらない定員数を合算した数とする。

②障害者以外に雇用可能な者の数は、雇用による利用定員数に応じて設定する。

③工賃等実績の算定については、雇用による利用者に対して支払われる賃金のみを対象とする。(雇用によらない利用者の工賃は算定対象外)

・ 実施主体

事業の実施主体が社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。また、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

・ 職場実習・求職活動・トライアル雇用・在宅就労等

①次の要件を満たす日については、通所した場合に認められる報酬額の算定を認める。

・ 施設外のサービス提供が、当該施設の運営規定に位置付けられていること。

・ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画が事前に作成（施設外サービス提供時は1週間ごと）され、その支援により就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。

・ 対象者や実習先事業者から、当該サービス提供期間中の対象者の状況について聞き取るにより日報を作成すること。

・ 在宅就労においては、上記の他、事業者が定期的（週1回程度）に訪問し、直接支援を行うこと。

・ 緊急時の対応ができること。

②当該事業に係る報酬の支給対象期間は、就職の前日までである。

③施設外でのサービス提供期間は、延べ180日を限度とする。なお、在宅就労においてはこの限りでない。

・ 目標工賃の設定、実績報告及び公表

事業者は、前年度の工賃（賃金）実績の平均額と、1日及び1ヶ月当たりの平均労働時間を、毎年4月に都道府県に報告。利用者がより適切な就労関係事業を選択することができるよう、当該実績は事業者情報として幅広く公表される。

・ 更新時の取扱

対象者が「通常の事業所に雇用されることが困難な者」とされていることから、支給決定更新の段階で（3年）、地域自立支援協議会や障害者雇用支援合同会議等で、それまでの利用実績、サービス管理責任者の評価等を踏まえ、一般就労や他事業の利用の可能性を検討し、更新の可否を判断する。

【給付単価】

(単価：日額)

定員規模等		所定単位数	地方公共団体が設置する指定就労継続A型事業所の場合	定員数を超えた場合	生活支援員等欠員	支援計画が作成されていない場合	標準利期間超過減算
就労継続支援A型サービス費	定員 40 人以下	4 8 1	×965/1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100
	定員 41 人以上 60 人以下	4 4 8					
	定員 61 人以上 80 人以下	4 3 9					
	定員 81 人以上	4 2 4					

【加算】

区分	所定単位数	備考
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	4 1	1日につき
就労移行支援体制加算	2 6	1日につき
新事業移行時特別加算	4 8	1日につき (移行日から30日間を限度)
初期加算	3 0	1日につき (利用開始日から30日を限度)
訪問支援特別加算	イ) 1時間未満	1回につき (月2回を限度)
	ロ) 1時間以上	
食事提供体制加算	4 2	1日につき
利用者負担上限額管理加算	1 5 0	月1回

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (58ページ参照)

就労移行支援体制加算 (61ページ参照)

新事業移行時特別加算 (58ページ参照)

初期加算 (59ページ参照)

訪問支援特別加算 (59ページ参照)

食事提供体制加算 (60ページ参照)

利用者負担上限額管理加算 (61ページ参照)

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合（62ページ参照）

定員超過減算（62ページ参照）

生活支援員等欠員（63ページ参照）

就労継続支援 A 型計画が作成されていない場合（64ページ参照）

標準利用期間超過減算（64ページ参照）

就労継続支援 B 型(非雇用型)

通所により就労や生産活動の機会を提供し、雇用への移行支援等のサービスを行います。

【内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者
具体的には次のような例が挙げられる。

- ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ・就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B 型の利用が適当と判断された者
- ・上記に該当しない者であって、50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者
- ・上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場や A 型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した者（平成 23 年度までの経過措置）

なお、経過措置対象者（旧支援費施設利用者）については、上記にかかわらず、経過措置期間中は B 型の利用が可能。

Point

更生施設・授産施設が就労継続支援 B 型を選択する場合、現に当該施設を利用している利用者で就労経験がない場合、50 歳を超えている場合か、「就労移行支援や就労継続支援（A 型）の利用が困難と判断された者」に該当する。ただし、暫定支給決定後の本決定によるものである。

【従来のサービス例】

- 授産施設（身体・知的・精神）
- 更生施設（身体・知的）
- 福祉工場（身体・知的・精神）

【利用について】

- ・ 目標工賃の設定、実績報告及び公表
利用者の工賃水準の向上を図るため、事業者は平均工賃の目標水準を、前年度の実績額以上の額で設定し、平均工賃実績とあわせて都道府県への報告、公表を行う。（目標工賃は地域の最低賃金の 1 / 3 以下でも設定できる）
事業所の平均工賃は、工賃控除程度の水準（月 3,000 円）を上回らなければならない。

・ 更新時の取扱

対象者が「通常の事業所に雇用されることが困難な者」とされていることから、支給決定更新の段階で（1年、50歳に達している者は3年）、地域自立支援協議会や障害者雇用支援合同会議等で、それまでの利用実績、サービス管理責任者の評価等を踏まえ、一般就労や他事業の利用の可能性を検討し、更新の可否を判断する。

・ 職場実習・求職活動・トライアル雇用・在宅就労等

①次の要件を満たす日については、通所した場合に認められる報酬額の算定を認める。

- ・ 施設外のサービス提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。
- ・ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画が事前に作成（施設外サービス提供時は1週間ごと）され、その支援により就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。
- ・ 対象者や実習先事業者から、当該サービス提供期間中の対象者の状況について聞き取ることで、日報を作成すること。
- ・ 在宅就労においては、上記の他、事業者が定期的（週1回程度）に訪問し、直接支援を行うこと。
- ・ 緊急時の対応ができること。

②当該事業に係る報酬の支給対象期間は、就職の前日までである。

③施設外でのサービス提供期間は、延べ180日を限度とする。なお、在宅就労においてはこの限りでない。

【給付単価】

（単価：日額）

定員規模等		所定単位数	地方公共団体が設置する指定事業所の場合	定員数を超えた場合	生活支援員等欠員	支援計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）	定員40人以下	527	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100
	定員41人以上60人以下	494					
	定員61人以上80人以下	485					
	定員81人以上	470					
就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）	定員40人以下	481					
	定員41人以上60人以下	448					
	定員61人以上80人以下	439					
	定員81人以上	424					
基準該当就労継続支援B型サービス費			1日につき				

※ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）	前年度において利用者の5割が障害基礎年金1級受給者である事業所。特定旧法指定施設が当該事業を行う場合には、前年度利用者の1割が障害基礎年金1級受給者である事業所。（平成21年3月31日までの間）（平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間は2割）※都道府県に届出要
就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）	上記以外の事業所

※ 基準該当就労継続B型サービス費

社会事業授産・生活保護授産事業所は、「現状の措置費単価に基づく額（※1）」に、サービス管理責任者兼務分23単位を加えた額とし、B型の報酬単価を上限とする。なお、激変緩和を適用し、平成18年9月の措置費単価に、特例措置対象者数を乗じた額の8割を保障することとする。

（※1 生保授産の措置費対象者の月額を22日で除した額を利用率（94.5%）で除した額を報酬単価とし、当該単価に対象者の利用日数分を乗じた額。）

【加算】

区分		所定単位数	備考
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41	1日につき
就労移行支援体制加算		13	1日につき
目標工賃達成加算Ⅰ		26	1日につき
目標工賃達成加算Ⅱ		10	
新事業移行時特別加算		48	1日につき （移行日から30日間を限度）
初期加算		30	1日につき （利用開始日から30日を限度）
訪問支援特別加算	イ）1時間未満	187	1回につき （月2回を限度）
	ロ）1時間以上	280	
食事提供体制加算		42	1日につき
利用者負担上限額管理加算		150	月1回
激変緩和加算			

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（58ページ参照）

就労移行支援体制加算（61ページ参照）

新事業移行時特別加算（58ページ参照）

初期加算（59ページ参照）

訪問支援特別加算（59ページ参照）

食事提供体制加算（60ページ参照）

利用者負担上限額管理加算（61ページ参照）

○目標工賃達成加算Ⅰ

次のいずれにも該当するものとして、都道府県知事に届け出た事業所でサービスを行った場合に加算する。

- ①原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。
- ②前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。
- ③指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。

○目標工賃達成加算Ⅱ

次のいずれにも該当するものとして、都道府県知事に届け出た事業所でサービスを行った場合に加算する。

- ①原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。
- ②前年度平均工賃が各都道府県事業種別平均工賃の80%に相当する額を超えていること。
- ③「工賃倍増5か年計画」への積極的参加及び「工賃引上げ計画」の作成（予定を含む）。

○激変緩和加算

基準該当就労継続支援B型事業所の1月間の通所による利用者の利用日数の合計数が、平成18年9月30日における当該事業所の通所による利用者の数のうち、保護施設事務費の対象とならない身体障害者及び知的障害者の合計数に、22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、所定単位数に加算する。

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合（62ページ参照）

定員超過減算（62ページ参照）

生活支援員等欠員（63ページ参照）

就労継続支援B型計画が作成されていない場合（64ページ参照）

標準利用期間超過減算（64ページ参照）

共同生活介護(ケアホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活の世話などを行います。

【内容】

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用し、共同生活を営むべき住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行う。

【対象者】

障害程度区分が区分2以上に該当する知的障害者及び精神障害者（基本的に、一定の介護を必要とする者）

【従来のサービス例】

グループホーム（知的・精神）
通勤寮（知的）
生活訓練（精神）
入所施設

【利用について】

- ・ 利用者の障害の程度区分に従い、それぞれの所定額を算定。
- ・ 経過的居宅介護利用型共同生活介護について
施行時のホームヘルプサービス（移動介護を除く。）を現に利用している居住者がいる場合であつて、事業者が速やかに生活支援員を確保することが困難なときは、事業者の選択により、ケアホームとホームヘルプのそれぞれの給付を受ける方式とすることが可能である。ただし、平成20年度末までに限る。
この際の算定は、ホームヘルプの給付を受けている利用者のみが算定対象となるのではなく、当該ケアホームの居住者すべてが算定対象となる。
- ・ ケアホーム（経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所を除く。）において、生活支援員の業務を居宅介護事業者等に委託した場合、委託（サービス提供）にかかる費用はケアホーム事業者が負担するものであり、当該居宅介護事業者から市町村に介護給付費の請求はできない。

【給付単位】

	障害程度区分	所定単位数 (1日につき)	大規模住居 減算	世話人等の 員数が基準 に満たない 場合	共同生活介 護計画が作 成されてい ない場合
共同生活介護	障害程度区分6	444 単位	入居定員が 8人以上 ×95/100 入居定員が 21人以上 ×93/100	× 70/100	× 95/100
	障害程度区分5	353 単位			
	障害程度区分4	300 単位			
	障害程度区分3	273 単位			
	障害程度区分2	210 単位			
個人単位で居宅介護等を利用する場合		210 単位			
経過的居宅介護利用型共同生活介護		142 単位			

【加算】

区 分		基準単位数または率等	
重度障害者支援加算		1日につき 26 単位を加算	
自立生活支援加算 (支援を行った日から 180 日を限度)		1日につき 4 単位を加算	
日中介護等支援加算		1日につき 539 単位を加算	
入院時支援特別加算 (月 1 回を限度)	入院期間が 3 日以上 7 日未満	1回につき 561 単位を加算	
	入院期間が 7 日以上 12 日未満	1回につき 1,122 単位を加算	
帰宅時支援加算 (月 1 回を限度)	外泊期間が 3 日以上 7 日未満	1回につき 187 単位を加算	
	外泊期間が 7 日以上 12 日未満	1回につき 374 単位を加算	
長期入院時支援特別 加算	① ②以外	1回につき 122 単位を加算	
	② 経過的居宅介護利用型指定共同 生活介護利用者の場合	1回につき 76 単位を加算	
長期帰宅時支援加算	① ②以外	1回につき 40 単位を加算	
	② 経過的居宅介護利用型指定共同 生活介護利用者の場合	1回につき 25 単位を加算	
小規模事業加算	定員 4 人	1回につき 37 単位を加算	
	定員 5 人	1回につき 14 単位を加算	
夜間支援体制加算	夜間支援対象利用者 10 人以下	区分 5、6	1日につき 97 単位を加算
		区分 4	1日につき 52 単位を加算
		区分 2、3	1日につき 24 単位を加算
	夜間支援対象利用者	区分 5、6	1日につき 85 単位を加算

	11人	区分4	1日につき	40単位を加算	
		区分2、3	1日につき	20単位を加算	
夜間支援対象利用者 12人	12人	区分5、6	1日につき	83単位を加算	
		区分4	1日につき	38単位を加算	
		区分2、3	1日につき	17単位を加算	
夜間支援対象利用者 13人	13人	区分5、6	1日につき	79単位を加算	
		区分4	1日につき	34単位を加算	
		区分2、3	1日につき	15単位を加算	
夜間支援対象利用者 14人	14人	区分5、6	1日につき	72単位を加算	
		区分4	1日につき	27単位を加算	
		区分2、3	1日につき	13単位を加算	
夜間支援対象利用者 15人	15人	区分5、6	1日につき	71単位を加算	
		区分4	1日につき	26単位を加算	
		区分2、3	1日につき	11単位を加算	
夜間支援対象利用者 16人	16人	区分5、6	1日につき	71単位を加算	
		区分4	1日につき	26単位を加算	
		区分2、3	1日につき	9単位を加算	
夜間支援対象利用者 17人	17人	区分5、6	1日につき	68単位を加算	
		区分4	1日につき	23単位を加算	
		区分2、3	1日につき	8単位を加算	
夜間支援対象利用者 18人	18人	区分5、6	1日につき	63単位を加算	
		区分4	1日につき	18単位を加算	
		区分2、3	1日につき	7単位を加算	
夜間支援対象利用者 19人	19人	区分5、6	1日につき	62単位を加算	
		区分4	1日につき	17単位を加算	
		区分2、3	1日につき	6単位を加算	
夜間支援対象利用者 20人	20人	区分5、6	1日につき	61単位を加算	
		区分4	1日につき	16単位を加算	
		区分2、3	1日につき	5単位を加算	
夜間支援対象利用者 21人以上30人以下	21人以上30人以下	区分5、6	1日につき	56単位を加算	
		区分4	1日につき	11単位を加算	
		区分2、3	1日につき	1単位を加算	
小規模事業夜間支援 体制加算	夜間支援対象利用者 4人	区分5、6	1日につき	127単位を加算	
		区分4	1日につき	65単位を加算	
		区分2、3	1日につき	26単位を加算	
	夜間支援対象利用者 5人	5人	区分5、6	1日につき	98単位を加算
			区分4	1日につき	46単位を加算
			区分2、3	1日につき	22単位を加算
	夜間支援対象利用者 6人	6人	区分5、6	1日につき	73単位を加算
			区分4	1日につき	33単位を加算

		区分2、3	1日につき 18単位を加算
夜間支援対象利用者 7人		区分5、6	1日につき 57単位を加算
		区分4	1日につき 19単位を加算
		区分2、3	1日につき 11単位を加算
夜間支援対象利用者 8人		区分5、6	1日につき 42単位を加算
		区分4	1日につき 12単位を加算
		区分2、3	1日につき 8単位を加算
夜間支援対象利用者 9人		区分5、6	1日につき 32単位を加算
		区分4	1日につき 5単位を加算
		区分2、3	1日につき 3単位を加算

○重度障害者支援加算

重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上いる場合、1日あたり26単位を加算する。

※対象者：区分6

○自立生活支援加算

①事業者について、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6ヶ月以上継続した又はしている者が5割以上。

②対象者ごとに、6ヶ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る。

③対象者に対し、単身生活等への移行に向けた日常生活上の相談支援等を行う。

○日中介護等支援加算

日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が3日以上あり、必要な昼間における介護等の支援を行った場合、1日あたり539単位加算する。

※加算は、利用できなかった日の3日目から算定する。

※対象者：区分4～6

○入院時支援特別加算

入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の入院に係る支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中に入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行ったときに、月1回に限り次の報酬を加算する。

3日～6日の場合・・・561単位

7日以上12日未満の場合・・・・・・1,122単位

※経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者にあつては7日以上17日未満

入院時支援特別加算は、下記の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能である。

○帰宅時支援加算

帰省により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、個別支援計画に基づき帰省の支援を行ったときに、月1回に限り次の報酬を加算する。

3日～6日の場合・・・187単位

7日以上12日未満・・・・・・・・・・374単位

※経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者にあつては7日以上17日未満

帰宅時支援加算は、下記の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することはできる。

○長期入院時支援特別加算

長期間の入院療養が必要な利用者に対し、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。

1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定できる。また、2月目以降は、当該月の2日目までは、この加算は算定できない。

長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできない。

○長期帰宅時支援加算

利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合で、事業所が帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。また、支援内容については、記録しておくこと。

長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定できる。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できない。

○小規模事業加算（平成21年3月31日まで）

すでにグループホームを実施している事業所であつて、小規模な事業所については、世話人を引き続き確保できるよう、3年間の経過措置を講じる。

(1)加算の対象

平成18年9月30日現在、グループホームを実施している事業所であつて、定員4人又は5人の事業所（グループホーム又はケアホーム）。

なお、複数の住居から構成されている事業所については、個々の住居（定員4人又は5人）ごとに専任の世話人が配置されている場合は、それぞれの住居ごとに加算を算定することができる。

○夜間支援体制加算

ケアホームについては、区分4以上の者が入居しているなど入居者の状況から夜間支援体制の確保が必要なために下記の要件を満たす体制を確保していると都道府県知事が認めた場合については、当

該ケアホームに入居している区分2以上の者について、夜間支援体制を算定できることとする。

(1)夜間支援従事者の配置

夜間支援従事者の配置場所はケアホームであること

※ただし、都道府県知事がケアホームに配置することが困難な事情であると認め、かつ、その配置場所が夜間支援を確実に実施できる場所（世話人や施設職員等の自宅は算定の対象外）であると認めた場合はこの限りではない。

夜間支援従事者が複数のケアホームの夜間支援を行っている場合には、配置場所はケアホームから概ね10分以内にかかけつけることができる地理的条件にあり、かつ、入居者からの支援要請を速やかに把握できるよう、配置場所とケアホームとの間で特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保されていること。

夜間支援体制加算の算定に当たり、複数のケアホームの夜間支援を行っている場合、一名の夜間支援従事者が支援することができる人数は、20名までとする。（住居数は5箇所まで）。また、1箇所のケアホームの夜間支援を行っている場合、一名の夜間支援従事者が支援することができる人数は、30名までとする。

(2)夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

夜間支援従事者は、入居者の状況に応じて、就寝準備の確認、寝返りや排泄の支援、緊急時の対応などを行うこととし、夜間支援の内容については、個々の入居者の個別支援計画に位置付けられていること。

夜間支援従事者は専従であること。（夜間支援を行うケアホームの入居者の就寝前から翌朝の起床後まで）

夜間支援従事者が配置されているケアホーム以外のケアホームの夜間支援体制を行う場合には、一晩につき1回以上は当該ケアホームを巡回すること。

※夜間支援従事者は常勤、非常勤を問わず、また、委託された者であっても差し支えないものとする。

※確実なケアホームの夜間支援体制を確保するため、入所施設や病院の夜勤・宿直業務と兼務している場合には加算の対象外とするほか、地域移行型ホームについては、ケアホーム内に専従の従事者が配置されている場合にのみ加算の対象とする。

(3)夜間支援体制の加算額

1名の夜間支援従事者が支援するケアホーム対象者数に応じて単価を設定

○小規模事業夜間支援加算（平成21年3月31日まで）

すでにグループホームを実施している事業所であって、小規模な事業所については、夜間支援体制を引き続き確保できるよう、3年間の経過措置を講じる。

(1)加算の対象

平成18年4月1日現在で既に夜間支援体制（夜間支援体制加算の要件を満たす場合）を確保していた事業所であって、小規模な事業所（ケアホーム）。

なお、平成18年4月1日より後に開設した事業所については、開設時以降、夜間支援体制を継続的に確保している事業所。

対象となる利用者は、当該事業所に入居しているケアホーム対象者（障害程度区分2以上）。

(2)加算額

1名の夜間支援従事者が支援するケアホーム対象者数（4名～9名）に応じて単価を設定。
ただし、支援するケアホーム対象者数が4人以下の場合には、4人の単価を適用。

【減算】

生活支援員等欠員（63ページ参照）

共同生活介護計画が作成されていない場合（64ページ参照）

大規模住居減算（64ページ参照）

共同生活援助(グループホーム)

共同生活の住居で、食事提供その他の日常生活の世話などを行います。

【内容】

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において適切な支援体制を確保し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

【対象者】

障害程度区分1、非該当の者。(区分2以上でも利用できるが、共同生活援助の報酬単価を算定。) 介護を必要とせず、就労しているか若しくは自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者で、下記のような者。

- ・ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたい
- ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい
- ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある

【従来のサービス例】

グループホーム (知的・精神)

通勤寮 (知的)

生活訓練施設 (精神)

【利用について】

・ 定員規模

1住居当たりの定員は下限を2人、上限を10人とする。(最低定員(4人)については事業者全体で満たせばよい)

また、地域生活移行の受け皿として、居住サービスの量的整備を推進する観点から、既存の建物を活用する場合には、20人(10人までを1つとする生活単位が2つまで)まで認める等の基準を設定する。(都道府県が特に認めた場合は30人)

・ サービス管理責任者の経過措置

サービス管理責任者の配置が困難な小規模(定員10人未満)の事業者については、経過措置期間中(H20年度末まで)はサービス管理責任者の配置を猶予できることとする。(新規事業者も含む)

・ 地域移行型ホーム

入所施設や病院の敷地内に設置する場合の取扱いについては、居住の場としての意義、地域生活への段階的移行の促進という観点に立って、「地域移行型ホーム」と位置づけた上、次の条件を満たす場合に限定して認める。(H24年3月31日まで)

①定員の上限は30人。利用期間は2年間とする。

②地域の居住サービス整備量が十分でない場合に限定、また、既存の建物を転用する場合に限ることとし、併せて当該入所施設・精神病院の定員数(病床数)を減少させる。

③運営にあたっては、利用者、家族、市町村職員等により構成される運営協議会を設置することが必要。

④利用者ごとに、外部の日中活動サービス等を組み合わせて個別支援計画を定め、地域活動への参加を確保する。

⑤居住の場として相応しい環境を確保し、入所施設等からの独立性を確保する。

Point

【『敷地』の範囲】

単に所有関係で区分するのではなく、入所施設、病院の本体建物と一体的に管理・運営されているかどうかという実態で判断する。

・ 居宅介護との併用

障害程度区分1の場合居宅介護の対象となるが、共同生活援助の利用者については、共同生活住居内での必要な支援は世話人が行うこととなるため、居宅介護を利用することができない。

【給付単位】

(単位：日額)

定員規模等	所定単位数	大規模住居減算	生活支援員等欠員	共同生活援助計画が作成されていない場合
共同生活援助サービス費 (I)	171 単位	8人以上：×90/100 21人以上：×87/100	× 70 / 100	× 95 / 100
共同生活援助サービス費 (II)	116 単位			
経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	142 単位			

※ 共同生活援助サービス費

共同生活援助サービス費 (I) は世話人が常勤換算方法で、前年度利用者数平均を6で除して得た数以上であるものとして都道府県に届け出た場合に算定。

共同生活援助サービス費 (I) 及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費の算定に定められた以外の場合には共同生活援助サービス費 (II) を算定。

※ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費

経過的居宅介護利用型一体型共同生活介護・共同生活援助事業所が算定。平成18年9月30日現在において、グループホームを実施している事業者で、居宅介護を利用している利用者が引き続き入居しており、生活支援員を確保することが困難であると都道府県が認めた場合、生活支援員及びサービス管理責任者を配置しないことができる。(H20年度末まで)

- ・ 全ての入所者について「経過的給付(142単位/日)」と「小規模事業加算、自立生活支援加算、大規模住居減算」のみの算定となる。
- ・ 1つの共同生活住居だけでなく他の共同生活住居も含めた事業所全体が適用を受ける。

【加算】

区分		所定単位数
自立生活支援加算（支援を行った日から、180日を限度）		1日につき14単位
入院時支援特別加算（月1回を限度）	3日以上7日未満	1回につき561単位
	7日以上17日未満	1回につき1,122単位
帰宅時支援加算	3日以上7日未満	1回につき187単位
	7日以上17日未満	1回につき374単位
長期入院時支援特別加算		1日につき76単位
長期帰宅時支援加算		1日につき25単位
小規模事業加算	定員4人	1日につき37単位
	定員5人	1日につき14単位

自立生活支援加算（44ページ参照）

入院時支援特別加算（44ページ参照）

帰宅時支援加算（45ページ参照）

長期入院時支援特別加算（45ページ参照）

長期帰宅時支援加算（45ページ参照）

小規模事業加算（平成21年3月31日まで）（45ページ参照）

【減算】

生活支援員等欠員（63ページ参照）

共同生活介護計画が作成されていない場合（64ページ参照）

大規模住居減算（64ページ参照）

施設入所支援

夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。

【内容】

施設に入所する障害者について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

【利用期間】

日中活動が生活介護の利用者は、利用期間の制限なし。自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定する。

【対象者】

生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）である者

自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

ただし、特定旧法指定施設については、平成23年度末までの間に限り、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても施設障害福祉サービスとして実施することができる。

【従来のサービス例】

療護施設（身体）

入所更生施設（身体・知的）

入所授産施設（身体・知的・精神）等の入所施設

【給付単価】

(単位：日額)

区分	基本報酬単位数 (日額)				利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設入所計画が作成されていない場合
	40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上			
施設入所支援(I)	400 単位	309 単位	255 単位	231 単位	×	×	×
施設入所支援(II)	381 単位	289 単位	238 単位	214 単位			
施設入所支援(III)	359 単位	266 単位	219 単位	195 単位			
施設入所支援(IV)	281 単位	214 単位	179 単位	162 単位			
施設入所支援(V)	270 単位	203 単位	170 単位	153 単位			
施設入所支援(VI)	262 単位	195 単位	163 単位	146 単位			
施設入所支援(VII)	256 単位	188 単位	158 単位	141 単位			
施設入所支援(VIII)	188 単位	146 単位	127 単位	115 単位			
施設入所支援(IX)	184 単位	141 単位	124 単位	112 単位			
施設入所支援(X)	180 単位	138 単位	121 単位	109 単位			
施設入所支援(XI)	経過措置 対象者	115 単位	99 単位	92 単位	88 単位		

※地方公共団体が設置する施設は、基本単位数×965/1000 で得た額を基本単位数とする。

※ いずれかの区分を選択するかは、平均障害程度区分と人員配置から判定する。(別紙参照)

【加算部分】

区 分			基準単位数または率等
重度重複障害者支援加算	重度障害者支援加算(Ⅰ)	基本	1日につき28単位を加算
		障害程度区分6であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が二人以上利用している場合	上記に加え、さらに1日につき22単位を加算
	重度障害者支援加算(Ⅱ)	施設入所サービス費(Ⅰ)	1日につき40単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅱ)	1日につき164単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅲ)	1日につき306単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅳ)	1日につき435単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅴ)	1日につき505単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅵ)	1日につき563単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅶ)	1日につき605単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅷ)	1日につき676単位を加算
		施設入所サービス費(Ⅸ)	1日につき704単位を加算
施設入所サービス費(Ⅹ)	1日につき730単位を加算		
施設入所サービス費(ⅩⅠ)	1日につき799単位を加算		
新事業移行時特別加算			当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき21単位を加算
入院・外泊時加算	定員60人以下	1日につき320単位	
	定員61人以上80人以下	1日につき272単位	
	定員81人以上	1日につき247単位	
長期入院等支援加算	定員60人以下	1日につき160単位	
	定員61人以上80人以下	1日につき136単位	
	定員81人以上	1日につき123単位	
入院時支援特別加算(月1回を限度)	8日を超える入院期間が4日未満	1回につき561単位を加算	
	8日を超える入院期間が4日以上	1回につき1,122単位を加算	
地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)			1回につき500単位を加算
栄養管理体制加算	栄養管理体制加算(Ⅰ)	定員41人以上60人以下	1日につき24単位
		定員61人以上80人以下	1日につき17単位
		定員81人以上	1日につき13単位
	栄養管理体制加算(Ⅱ)	定員41人以上60人以下	1日につき22単位
		定員61人以上80人以下	1日につき15単位
		定員81人以上	1日につき12単位
	栄養管理体制加算(Ⅲ)	定員41人以上60人以下	1日につき12単位
		定員61人以上80人以下	1日につき8単位
		定員81人以上	1日につき6単位

○重度障害者支援体制加算

重度障害者支援体制加算Ⅰ

【基本加算分】

基本加算分としては、下記のいずれかに該当する場合、1人につき1日当たり28単位を算定する。

- ・ 医師意見書により一定の「特別な医療」を受けているとされる者が利用者全体の2割以上であり、かつ、利用者の平均区分が5以上（経過措置対象者を除く）。
- ・ 強度行動障害を有する者が1人以上であり、かつ、行動援護対象者が利用者全体の2割以上。施設基準の人員配置に加えて、常勤換算方法により、看護師又は生活支援員を1人以上配置して、指定施設入所支援等を行った場合

【重度加算分】

基本加算を算定できる場合で、下記の要件を満たしている場合、基本加算に加えて1人につき1日当たり22単位を算定する。

区分6であって、以下に該当する者が2人以上いる場合。

- ・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
- ・ 重症心身障害者

重度障害者支援体制加算Ⅱ

強度行動障害者

厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定基準に定める人員配置に加えて、生活支援員を配置して、必要な支援を行った場合、当該利用者について1日につき所定単位数を算定する。

区 分	報酬(日額)	人員配置	施設入所支援の費用区分	
重度障害者加算(Ⅰ)	40単位	0.5人加配	施設入所支援サービス費(Ⅰ)	1.7:1
重度障害者加算(Ⅱ)	164単位		施設入所支援サービス費(Ⅱ)	2:1
重度障害者加算(Ⅲ)	306単位		施設入所支援サービス費(Ⅲ)	2.5:1
重度障害者加算(Ⅳ)	435単位	1.0人加配	施設入所支援サービス費(Ⅳ)	3:1
重度障害者加算(Ⅴ)	505単位		施設入所支援サービス費(Ⅴ)	3.5:1
重度障害者加算(Ⅵ)	563単位		施設入所支援サービス費(Ⅵ)	4:1
重度障害者加算(Ⅶ)	605単位		施設入所支援サービス費(Ⅶ)	4.5:1
重度障害者加算(Ⅷ)	676単位	1.5人加配	施設入所支援サービス費(Ⅷ)	5:1
重度障害者加算(Ⅸ)	704単位		施設入所支援サービス費(Ⅸ)	5.5:1
重度障害者加算(Ⅹ)	730単位		施設入所支援サービス費(Ⅹ)	6:1
重度障害者加算(ⅩⅠ)	799単位		施設入所支援サービス費(ⅩⅠ)	6.5:1

○新事業移行時特別加算

特定旧法指定施設が新体系事業へ転換した日から、30日の間、当該事業所を利用する全ての利用者について、所定単位数を算定する。なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となる。

○入院・外泊時加算

入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、3月に限り1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき上記の単位数を算定する。

ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

入院・外泊における算定を行うかどうかは、施設での処遇が発生するかどうかで判断することとなる。施設での処遇が発生すれば通常の算定で、処遇が発生しないならば入院・外泊に係る算定の取扱いとなる。そのため、入院日、退院日、外泊開始日、外泊終了日は施設での処遇が発生しているため、通常額の取扱いとなる。ただし、同日に入院日、退院日、外泊開始日、外泊終了日のいずれかが重なる場合、施設での処遇が発生しないと、通常額の取扱いとはならない。例えば、単に荷物を取りに施設へ戻ってきた場合であれば、処遇が発生しているとは考えられないため、入院・外泊の算定となる。

○長期入院等支援加算

利用者が8日を超えて入院・外泊した際、入院にあつては原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）について、1日につき所定単位数を算定する。

入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。

1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで長期入院等支援加算の算定ができる。

長期入院等支援加算は、入院・外泊時加算を8日間算定した場合に算定できる。ただし、入院・外泊時加算が算定できない月にあつてはこの限りではないが、その場合、当該月の日数から8日を控除した日数を限度として算定できる。

入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。この場合にあつて、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月日以降の月について、長期入院等支援加算を算定することは可能である。

○入院時支援特別加算

入院・外泊により本体報酬を算定されない日数が月8日を超える場合であつて、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行った場合、月1回を限度とし、所定単位数を加算する。

○地域移行加算

入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、退所後の生活について相談援助を行い、かつ退所後生活する居宅を訪問し、退所後の障害福祉サービス、保健医療サービス、福祉サービスについて相談援助、連絡調整を行った場合、入所中1回を限度として、500単位を算定する。

退所後30日以内に居宅を訪問し、相談支援を行った場合、退所後1回を限度として、500単位を算定する。

※ ただし、退所後に他の社会福祉施設に入所する場合は加算しない。

○栄養管理体制加算

管理栄養士配置加算は、常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態を把握し、利用者

ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録し、入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直している場合に、当該利用者1人に対して1日につき入所定員に応じた単位数を加算する。

栄養士配置加算は、常勤の栄養士を1名以上配置し、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全・衛生に留意し適切な食事管理を行っている場合に、当該利用者1人に対して1日につき入所定員に応じた単位数を加算する。

その他栄養士配置加算は、管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全・衛生に留意し適切な食事管理を行っている場合に、当該利用者1人に対して1日につき入所定員に応じた単位数を加算する。

【減算】

地方公共団体が設置する施設の場合（62ページ参照）

定員超過減算（62ページ参照）

生活支援員等欠員（63ページ参照）

施設入所支援計画が作成されていない場合（64ページ参照）

加算(日中活動)

	療養介護	生活介護	児童デイサービス	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援 (養成施設)	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型
地域移行加算	○										
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		○			○	○		○	○	○	○
新事業移行時特別加算		○			○	○	○	○	○	○	○
初期加算		○			○	○	○	○	○	○	○
訪問支援特別加算		○	○					○	○	○	○
食事提供体制加算		○		○	○	○	○	○	○	○	○
家庭連携加算			○								
送迎加算			○								
短期滞在加算						○					
精神障害者退院支援施設加算						○		○			
就労移行支援体制加算								○	○	○	○
利用者負担上限額管理加算		○	○		○	○		○	○	○	○

○地域移行加算

(療養介護)

退院前の相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中1回に限り加算を算定するものである。

また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として加算を算定するものである。退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できる。

地域移行加算は、病院又は診療所へ入院・他の社会福祉施設等へ入所する場合、死亡による退院の場合には、算定できない。

地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。

- ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助
- イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助
- ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助

- エ 住宅改修に関する相談援助
- オ 退院する者の介護等に関する相談援助

○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型)

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(視覚障害者等)である利用者が15人以上(利用者数が51人以上の場合は、利用者数に100分の30を乗じて得た数以上)の事業所等において、基準に定める人員配置に加えて、専門の従業者を常勤換算方法で視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県に届け出た事業所でサービスを行った場合に加算する。

また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が15人以上又は利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であれば満たされるものであること。

※「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 視覚障害者

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

イ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者

ウ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者

※専門の従業者とは「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」であり、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 視覚障害

点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

イ 聴覚障害又は言語機能障害

手話通訳等を行うことができる者

○新事業移行時特別加算

(生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型)

特定旧法指定施設が新体系事業へ転換した日から、30日の間、当該事業所を利用する全ての利用者について、所定単位数を算定する。なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となる。

○初期加算

(生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援A型・就労継続支援B型)

サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。

※指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係

初期加算は、利用者が過去3月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。

※ 30日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。

※ 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。

○訪問支援特別加算

(生活介護・児童デイサービス・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援A型・就労継続支援B型)

利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に事業を利用していた者が、最後に当該事業を利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き利用するための働きかけ、当該利用者に係る計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、計画に基づいて行われるべき時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は当該事業の利用後、再度5日間以上連続して利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

○食事提供体制加算

(生活介護・短期入所・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援A型・就労継続支援B型)

食事回数に係らず、1日単位で所定の単位数を加算する。

受給者証の食事提供体制加算欄に該当と記載のある利用者で、利用計画上食事の提供を行うこととなっている利用者について、平成21年3月31日までの間算定する。

原則として当該事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、事業所外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理(真空パック)法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

○家庭連携加算

(児童デイサービス)

サービス利用障害児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、児童デイサービス計画に基づき、利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族等に対する相談支援等を行った場合は、月2回を限度として、1回の訪問に要した時間に応じ算定するものであること。

○送迎加算

(児童デイサービス)

障害児に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、算定する。

また、送迎については、指定児童デイサービス事業所と居宅までの送迎を原則とするが、道路が狭隘で居宅まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で行ったものについて、この加算を算定して差し支えないものであること。

○短期滞在加算

(自立訓練(生活訓練))

指定自立訓練(生活訓練)を利用している者であって、(ア)生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される、又は、(イ)心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められるとして、宿泊の提供を行った場合に算定する。夜勤体制を確保している場合は短期滞在加算(Ⅰ)、宿直体制を確保している場合は短期滞在加算(Ⅱ)を適用する。

また、この加算の算定に当たっては、要件を満たしていれば、加算を算定する日において指定自立訓練(生活訓練)を利用している必要はないこと。

(ア)に該当する場合であって、継続的に短期滞在加算が算定される者については、指定自立訓練

(生活訓練) 事業所が他の日中活動サービス事業所と委託契約を締結すること等により、指定自立訓練(生活訓練)を利用する日において、一定時間他の日中活動サービスを利用することも可能であること。

○精神障害者退院支援施設加算

(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援)

精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね1年以上入院していた退院患者や、入退院を繰り返している退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の、夜間の居住の場を提供した場合に適用する。

夜勤体制を確保している場合は精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)、宿直体制を確保している場合は精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)を適用する。

○就労移行支援体制加算

(就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援A型・就労継続支援B型)

前年度において当該事業を利用して、一般就労又は雇用型事業へ移行してから、6ヶ月継続して就労している者が、就労移行支援においては利用定員の100分の20、就労継続支援A型・就労継続支援B型においては利用定員の100分の5、を超える事業所において支援を行った場合に加算する。(1年間を限度)

- ① 企業等に雇用されてから6月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。
- ② 「6月を超える期間継続して就労している者」とは、当該事業を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上雇用されている者であること。
- ③ この加算の算定対象となる利用定員は、①の利用者の数と同様、就労移行支援のあった日の属する年度の前年度における数であること。

○利用者負担上限額管理加算

(生活介護・児童デイサービス・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援A型・就労継続支援B型)

事業所が利用者負担額合計額の管理を依頼され、管理を行った場合(当該事業所の利用に係る利用者負担額のみでは負担上限月額には満たないが、他の一又は複数の指定障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額を合計した結果、負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合)算定する。

減算

(日中活動)

区分	療養介護	生活介護	児童デイサービス	短期入所	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型
地方公共団体が設置する事業所の場合の減算	○	○			○	○		○	○	○	
定員超過減算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人員欠如減算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個別支援計画未作成減算	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
標準利用期間超過減算					○	○		○	○		

(居住系)

区分	共同生活介護（ケアホーム）	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）	旧法施設支援
地方公共団体が設置する事業所の場合の減算		○		○
定員超過減算		○		○
人員欠如減算	○	○	○	
個別支援計画未作成減算	○	○	○	
大規模住居減算	○		○	

○地方公共団体が設置する事業所の場合の減算

（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労移行支援（養成施設）・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型）

（施設入所支援・旧法施設支援）

地方公共団体が設置する事業所の場合、当該事業に係る本体報酬の所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

○定員超過減算

（療養介護・生活介護・児童デイサービス・短期入所・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労移行支援（養成施設）・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型）
（施設入所支援・旧法施設支援）

事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させている場合、当該事業所に係る本体報酬の所定単位数の100分の70を算定する。ただし次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする。

① 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

② 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

○人員欠如減算

(療養介護・生活介護・児童デイサービス・短期入所・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)・就労継続支援A型・就労継続支援B型)(共同生活介護・施設入所支援・共同生活援助)

事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合、当該事業に係る本体報酬の所定単位数の100分の70を算定する。

(一) 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(二)及び(三)において同じ。)について減算される。

(二) 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如

が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

(四) 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○個別支援計画未作成減算

(療養介護・生活介護・児童デイサービス・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労移行支援（養成施設）・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型）
(共同生活介護・施設入所支援・共同生活援助)

個別支援計画の作成について、サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合、または指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合には、当該事業に係る本体報酬の所定単位数の100分の95を算定する。

○標準利用期間超過減算

(自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労移行支援（養成施設）)

事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。

○大規模住居減算

(共同生活介護・共同生活援助)

1 共同生活住居の定員が8人以上の場合、当該事業に係る本体報酬の所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

1 共同生活住居の定員が21人以上の場合、当該事業に係る本体報酬の所定単位数の100分の87に相当する単位数を算定する。

旧法施設支援（旧身体障害者施設支援）

【旧身体障害者入所更生施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重度重複障害者加算	敬愛緩和加算
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A 965 単位 b 区分B 772 単位 c 区分C 655 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+58単位	1日につき+99単位	-
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A 689 単位 b 区分B 531 単位 c 区分C 402 単位			1日につき+34単位	1日につき+99単位	
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(三)定員61人以上90人以下	a 区分A 643 単位 b 区分B 459 単位 c 区分C 324 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+24単位	1日につき+99単位	-
		(四)定員91人以上	a 区分A 570 単位 b 区分B 395 単位 c 区分C 296 単位			1日につき+17単位	1日につき+99単位	
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A 1,006 単位 b 区分B 813 単位 c 区分C 697 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+58単位	1日につき+99単位	-
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A 730 単位 b 区分B 572 単位 c 区分C 443 単位			1日につき+34単位	1日につき+99単位	
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(三)定員61人以上90人以下	a 区分A 685 単位 b 区分B 500 単位 c 区分C 366 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+24単位	1日につき+99単位	-
		(四)定員91人以上	a 区分A 611 単位 b 区分B 437 単位 c 区分C 338 単位			1日につき+17単位	1日につき+99単位	
入院・外泊時加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上90人以下 (4)定員91人以上	320 単位 320 単位 276 単位 238 単位	×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
	ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上90人以下 (4)定員91人以上	320 単位 320 単位 280 単位 244 単位					
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき71単位を加算							
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満 ロ 8日を超える入院期間が4日以上			1回につき561単位を加算 1回につき1,122単位を加算				
長期入院等支援加算(仮)	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上90人以下 (4)定員91人以上	160 単位 160 単位 140 単位 122 単位	×965/1000	3月に限り、入院期間が8日を超える場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上90人以下 (4)定員91人以上			160 単位 160 単位 140 単位 122 単位		
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上	1回につき24単位を加算 1回につき17単位を加算 1回につき12単位を加算					
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上	1回につき22単位を加算 1回につき15単位を加算 1回につき11単位を加算					
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上	1回につき12単位を加算 1回につき8単位を加算 1回につき6単位を加算					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上90人以下 (4)定員91人以上			1回につき50単位を加算 1回につき30単位を加算 1回につき18単位を加算 1回につき13単位を加算				

【旧身体障害者通所更生施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算			
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A 421 単位 b 区分B 412 単位 c 区分C 401 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+48単位	-			
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A 576 単位 b 区分B 537 単位 c 区分C 498 単位							
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	439 単位							
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A 421 単位 b 区分B 412 単位 c 区分C 401 単位							
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A 576 単位 b 区分B 537 単位 c 区分C 498 単位							
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	439 単位							
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算								1日につき+48単位	
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算								1日につき+48単位	
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満	1回につき 187単位を加算								
	ロ 1時間以上	1回につき 280単位を加算								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	1回につき 150単位を加算									
食事提供体制加算	1回につき 42単位を加算									

【旧身体障害者入所療護施設支援費】

基本部分			地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重度重複障害者加算	遅延性意識障害者加算 筋萎縮性側索硬化症等障害者加算	神経内科医加算 看護師加算	激変緩和加算			
イ 入所による指定旧施設支援を行う場合	(1)定員10人	(一)区分A	1,291 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+99単位	1日につき+31単位	1日につき+44単位	-			
		(二)区分B	1,135 単位									
		(三)区分C	979 単位									
	(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	1,006 単位							1日につき+58単位		
		(二)区分B	928 単位							1日につき+34単位		
		(三)区分C	850 単位							1日につき+24単位		
	(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	1,431 単位							1日につき+17単位	1日につき+99単位	1日につき+63単位
		(二)区分B	1,294 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
		(三)区分C	1,157 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
	(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	1,105 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
		(二)区分B	1,023 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
		(三)区分C	939 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
	(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	1,084 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
		(二)区分B	1,003 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
		(三)区分C	907 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
	(6)定員91人以下	(一)区分A	984 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
		(二)区分B	902 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
		(三)区分C	819 単位							1日につき+99単位	1日につき+99単位	1日につき+99単位
入院・外泊時加算	イ 定員10人		320 単位	×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定							
	ロ 定員11人以上20人以下		320 単位									
	ハ 定員30人以上40人以下		320 単位									
	ニ 定員41人以上60人以下		320 単位									
	ホ 定員61人以上90人以下		314 単位									
	ヘ 定員91人以上		282 単位									
入所時特別支援加算	入所による指定旧施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき71単位を加算											
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算											
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満	1回につき	561単位を加算									
	ロ 8日を超える入院期間が4日以上	1回につき	1,122単位を加算									
長期入院等支援加算(仮)	イ 定員10人		160 単位	×965/1000	3月に限り、入院期間が8日を超える場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定							
	ロ 定員11人以上20人以下		160 単位									
	ハ 定員30人以上40人以下		160 単位									
	ニ 定員41人以上60人以下		160 単位									
	ホ 定員61人以上90人以下		157 単位									
	ヘ 定員91人以上		141 単位									
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下	1日につき 24単位を加算	×965/1000								
		(2)定員61人以上90人以下	1日につき 17単位を加算									
		(3)定員91人以上	1日につき 12単位を加算									
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下	1日につき 22単位を加算									
		(2)定員61人以上90人以下	1日につき 15単位を加算									
		(3)定員91人以上	1日につき 11単位を加算									
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下	1日につき 12単位を加算									
		(2)定員61人以上90人以下	1日につき 8単位を加算									
		(3)定員91人以上	1日につき 6単位を加算									

【旧身体障害者通所療護施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算	
□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A	771 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+48単位	-
			b 区分B	747 単位				
			c 区分C	723 単位				
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A	1,282 単位				
			b 区分B	1,271 単位				
			c 区分C	1,261 単位				
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A	911 単位				
			b 区分B	905 単位				
			c 区分C	900 単位				
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A	982 単位					
(二)区分B		904 単位						
(三)区分C		827 単位						
(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	439 単位							
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算							
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	1回につき 187単位を加算						
	ロ 1時間以上	1回につき 280単位を加算						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	1回につき 150単位を加算							
食事提供体制加算	1回につき 42単位を加算							

【旧身体障害者入所授産施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算	
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A	790 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+99単位	-
			b 区分B	630 単位			1日につき+99単位	
			c 区分C	514 単位			1日につき+99単位	
		(二)定員41人以下60人以下	a 区分A	543 単位			1日につき+99単位	
			b 区分B	445 単位			1日につき+99単位	
			c 区分C	335 単位			1日につき+99単位	
		(三)定員61人以下90人以下	a 区分A	495 単位			1日につき+99単位	
			b 区分B	381 単位			1日につき+99単位	
			c 区分C	302 単位			1日につき+99単位	
		(四)定員91人以上	a 区分A	407 単位			1日につき+99単位	
			b 区分B	319 単位			1日につき+99単位	
			c 区分C	249 単位			1日につき+99単位	
		入院・外泊時加算		(1)定員40人以下			320 単位	
		(2)定員41人以上60人以下	320 単位					
		(3)定員61人以上90人以下	274 単位					
		(4)定員91人以上	229 単位					
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算							
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満	1回につき 561単位を加算						
	ロ 8日を超える入院期間が4日以上	1回につき 1,122単位を加算						
長期入院等支援加算(仮)		(1)定員40人以下	160 単位	×965/1000	3月に限り、入院期間が8日を超える場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定			
		(2)定員41人以上60人以下	160 単位					
		(3)定員61人以上90人以下	137 単位					
		(4)定員91人以上	114 単位					
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下	1回につき 24単位を加算					
		(2)定員61人以上90人以下	1回につき 17単位を加算					
		(3)定員91人以上	1回につき 12単位を加算					
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下	1回につき 22単位を加算					
		(2)定員61人以上90人以下	1回につき 15単位を加算					
		(3)定員91人以上	1回につき 11単位を加算					
ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下	1回につき 12単位を加算						
	(2)定員61人以上90人以下	1回につき 8単位を加算						
	(3)定員91人以上	1回につき 6単位を加算						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1)定員40人以下	1回につき 50単位を加算					
		(2)定員41人以上60人以下	1回につき 30単位を加算					
		(3)定員61人以上90人以下	1回につき 18単位を加算					
		(4)定員91人以上	1回につき 13単位を加算					

【旧身体障害者通所授産施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	歳変緩和加算			
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合 b 分場において行う場合	i 区分A 421 単位 ii 区分B 412 単位 iii 区分C 401 単位 i 区分A 537 単位 ii 区分B 496 単位 iii 区分C 466 単位	×965/1000	×70/100	-			
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A 576 単位 b 区分B 537 単位 c 区分C 498 単位							
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	439 単位							
ロ 旧指定特定身体障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人 b 定員21人以上40人以下 c 定員41人以上60人以下 d 定員61人以上	i 区分A 724 単位 ii 区分B 686 単位 iii 区分C 605 単位 i 区分A 567 単位 ii 区分B 542 単位 iii 区分C 516 単位 i 区分A 452 単位 ii 区分B 437 単位 iii 区分C 404 単位 i 区分A 390 単位 ii 区分B 378 単位 iii 区分C 355 単位						
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人 b 定員21人以上40人以下 c 定員41人以上60人以下 d 定員61人以上	i 区分A 982 単位 ii 区分B 904 単位 iii 区分C 827 単位 i 区分A 760 単位 ii 区分B 708 単位 iii 区分C 656 単位 i 区分A 628 単位 ii 区分B 597 単位 iii 区分C 566 単位 i 区分A 531 単位 ii 区分B 509 単位 iii 区分C 487 単位						
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	439 単位							
	(2)分場において行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A 597 単位 b 区分B 496 単位 c 区分C 466 単位							
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A 576 単位 b 区分B 537 単位 c 区分C 498 単位							
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	439 単位							
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算									
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	1回につき 187単位を加算								
	ロ 1時間以上	1回につき 280単位を加算								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	1回につき 150単位を加算									
食事提供体制加算	1回につき 42単位を加算									

【報酬に係る一覧】

項目・内容	更生施設		療護施設		授産施設		地域区分
	入所	通所	入所	通所	入所	通所	
基本報酬	○	○	○	○	○	○	○
自治体設置の場合の算定（1000分の965）	○	○	○	○	○	○	○
常勤医師加算	○	×	○	×	×	×	○
重度重複障害者加算	○	○	○	○	○	○	○
遷延性意識障害者加算	×	×	○	×	×	×	×
筋萎縮性側索硬化症等障害者加算	×	×	○	×	×	×	×
神経内科医加算	×	×	○	×	×	×	○
看護師加算	×	×	○	×	×	×	○
入院・外泊時加算	○	×	○	×	○	×	○
定員超過	○	○	○	○	○	○	○
日額単価変更に伴う激変緩和	○	○	○	○	○	○	○
入所時特別支援加算	○	○	○	○	○	○	○
退所時特別支援加算	○	○	○	○	○	○	○
入院時特別支援加算	○	×	○	×	○	×	○
長期入院等支援加算	○	×	○	×	○	×	○
栄養管理体制加算	○	×	○	×	○	×	○
食事提供体制加算	×	○	×	○	×	○	○
利用者負担上限額管理加算	×	○	×	○	×	○	○
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	○	×	×	×	○	×	○
訪問支援特別加算	×	○	×	○	×	○	○

旧法施設支援（旧知的障害者施設支援）

【旧知的障害者入所更生施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	強度行動障害者特別支援加算	激変緩和加算							
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A 595 単位 ii 区分B 543 単位 iii 区分C 491 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+99単位	区分A 1日につき +481単位 区分B 1日につき +565単位 区分C 1日につき +722単位	-						
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A 1,290 単位 ii 区分B 1,238 単位 iii 区分C 1,187 単位											
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	i 区分A 568 単位 ii 区分B 542 単位 iii 区分C 516 単位											
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A 876 単位 ii 区分B 850 単位 iii 区分C 824 単位											
		(三)定員30人以上40人以下	a 区分A 827 単位 b 区分B 739 単位 c 区分C 612 単位												
			(四)定員41人以上60人以下	a 区分A 778 単位 b 区分B 692 単位 c 区分C 531 単位											
				(五)定員60人以上90人以下						a 区分A 708 単位 b 区分B 623 単位 c 区分C 507 単位					
		(六)定員91人以上	a 区分A 637 単位 b 区分B 545 単位 c 区分C 448 単位												
			入院・外泊時加算	イ 定員10人 320 単位 ロ 定員11人以上20人以下 320 単位 ハ 定員30人以上40人以下 320 単位 ニ 定員41人以上60人以下 320 単位 ホ 定員61人以上90人以下 288 単位 ヘ 定員91人以上 252 単位						×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定				
		入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算												
		退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算												
		自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) 入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算 ロ 自活訓練加算(Ⅱ) 入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算												
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満 1回につき 561単位を加算 ロ 8日を超える入院期間が4日以上 1回につき 1,122単位を加算														
長期入院等支援加算(仮)	イ 定員10人 160 単位 ロ 定員11人以上20人以下 160 単位 ハ 定員30人以上40人以下 160 単位 ニ 定員41人以上60人以下 160 単位 ホ 定員61人以上90人以下 144 単位 ヘ 定員91人以上 126 単位	×965/1000	3月に限り、入院期間が8日を超える場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定												
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ) (1)定員41人以上60人以下 1回につき 24単位を加算 (2)定員61人以上90人以下 1回につき 17単位を加算 (3)定員91人以上 1回につき 12単位を加算 ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ) (1)定員41人以上60人以下 1回につき 22単位を加算 (2)定員61人以上90人以下 1回につき 15単位を加算 (3)定員91人以上 1回につき 11単位を加算 ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ) (1)定員41人以上60人以下 1回につき 12単位を加算 (2)定員61人以上90人以下 1回につき 8単位を加算 (3)定員91人以上 1回につき 6単位を加算														

【旧知的障害者通所更生施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算		
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	576 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+48単位	-	
			b 区分B	537 単位			1日につき+48単位		
			c 区分C	498 単位			1日につき+48単位		
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	421 単位			1日につき+48単位		
			b 区分B	412 単位			1日につき+48単位		
			c 区分C	401 単位			1日につき+48単位		
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		439 単位	1日につき+48単位					
	ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A 940 単位		1日につき+48単位
							ii 区分B 865 単位		1日につき+48単位
							iii 区分C 752 単位		1日につき+48単位
				b 定員21人以上40人以下			i 区分A 732 単位		1日につき+48単位
							ii 区分B 681 単位		1日につき+48単位
				iii 区分C 580 単位	1日につき+48単位				
c 定員41人以上60人以下			i 区分A 611 単位	1日につき+48単位					
			ii 区分B 582 単位	1日につき+48単位					
			iii 区分C 521 単位	1日につき+48単位					
d 定員61人以上			i 区分A 519 単位	1日につき+48単位					
			ii 区分B 497 単位	1日につき+48単位					
			iii 区分C 455 単位	1日につき+48単位					
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		a 定員20人	i 区分A 724 単位	1日につき+48単位					
			ii 区分B 686 単位	1日につき+48単位					
			iii 区分C 605 単位	1日につき+48単位					
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A 567 単位	1日につき+48単位					
			ii 区分B 542 単位	1日につき+48単位					
			iii 区分C 516 単位	1日につき+48単位					
c 定員41人以上60人以下	i 区分A 452 単位	1日につき+48単位							
	ii 区分B 437 単位	1日につき+48単位							
	iii 区分C 404 単位	1日につき+48単位							
d 定員61人以上	i 区分A 390 単位	1日につき+48単位							
	ii 区分B 378 単位	1日につき+48単位							
	iii 区分C 355 単位	1日につき+48単位							
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		439 単位	1日につき+48単位						
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	576 単位	1日につき+48単位					
		b 区分B	537 単位	1日につき+48単位					
		c 区分C	498 単位	1日につき+48単位					
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	537 単位	1日につき+48単位					
		b 区分B	496 単位	1日につき+48単位					
		c 区分C	456 単位	1日につき+48単位					
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		439 単位	1日につき+48単位						
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算								
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算								
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	1回につき 187単位を加算							
	ロ 1時間以上	1回につき 280単位を加算							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	1回につき 150単位を加算								
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下	1回につき 30単位を加算						
		(2)定員61人以上	1回につき 21単位を加算						
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下	1回につき 16単位を加算						
		(2)定員61人以上	1回につき 11単位を加算						
食事提供体制加算	1回につき 42単位を加算								

【旧知的障害者入所授産施設支援費】

基本部分				地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下 (二)定員41人以下60人以下 (三)定員61人以下90人以下 (四)定員91人以上	a 区分A 809 単位 b 区分B 755 単位 c 区分C 665 単位 a 区分A 702 単位 b 区分B 659 単位 c 区分C 572 単位 a 区分A 606 単位 b 区分B 583 単位 c 区分C 521 単位 a 区分A 543 単位 b 区分B 506 単位 c 区分C 446 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+99単位 1日につき+99単位 1日につき+99単位 1日につき+99単位	-
入院・外泊時加算	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上90人以下 (4)定員91人以上	320 単位 320 単位 283 単位 246 単位	×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定			
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算						
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算						
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) 入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算 ロ 自活訓練加算(Ⅱ) 入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算						
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満 ロ 8日を超える入院期間が4日以上	1回につき 561単位を加算 1回につき 1,122単位を加算					
長期入院等支援加算(仮)	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上90人以下 (4)定員91人以上	160 単位 160 単位 141 単位 123 単位	×965/1000	3月に限り、入院期間が8日を超える場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定			
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ) ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ) ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上 (1)定員41人以上60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上 (1)定員41人以上60人以下 (2)定員61人以上90人以下 (3)定員91人以上	1回につき 24単位を加算 1回につき 17単位を加算 1回につき 12単位を加算 1回につき 22単位を加算 1回につき 15単位を加算 1回につき 11単位を加算 1回につき 12単位を加算 1回につき 8単位を加算 1回につき 6単位を加算				

【旧知的障害者通所授産施設支援費】

基本部分			地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a 区分A 576 単位 b 区分B 537 単位 c 区分C 498 単位 (二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a b以外の場合 i 区分A 421 単位 ii 区分B 412 単位 iii 区分C 401 単位 b 分場において行う場合 i 区分A 537 単位 ii 区分B 496 単位 iii 区分C 456 単位 (三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 439 単位			1日につき+48単位	
ロ 旧指定特定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a 定員20人 i 区分A 982 単位 ii 区分B 904 単位 iii 区分C 827 単位 b 定員21人以上40人以下 i 区分A 760 単位 ii 区分B 708 単位 iii 区分C 656 単位 c 定員41人以上60人以下 i 区分A 628 単位 ii 区分B 597 単位 iii 区分C 566 単位 d 定員61人以上 i 区分A 531 単位 ii 区分B 509 単位 iii 区分C 487 単位 (二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a 定員20人 i 区分A 724 単位 ii 区分B 686 単位 iii 区分C 605 単位 b 定員21人以上40人以下 i 区分A 567 単位 ii 区分B 542 単位 iii 区分C 516 単位 c 定員41人以上60人以下 i 区分A 452 単位 ii 区分B 437 単位 iii 区分C 404 単位 d 定員61人以上 i 区分A 390 単位 ii 区分B 378 単位 iii 区分C 355 単位 (三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 439 単位	×965/1000	×70/100	1日につき+48単位	
	(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a 区分A 576 単位 b 区分B 537 単位 c 区分C 498 単位 (二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 a 区分A 537 単位 b 区分B 496 単位 c 区分C 456 単位 (三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 439 単位			1日につき+48単位	
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算					
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算					
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満	1回につき 187単位を加算				
	ロ 1時間以上	1回につき 280単位を加算				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	1回につき 150単位を加算					
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下 1回につき 30単位を加算				
		(2)定員61人以上 1回につき 21単位を加算				
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下 1回につき 16単位を加算				
		(2)定員61人以上 1回につき 11単位を加算				
食事提供体制加算	1回につき 42単位を加算					

【旧知的障害者通勤寮支援費】

基本部分		地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	激変緩和加算
イ 区分A	298 単位	×965/1000	×70/100	-
ロ 区分B	274 単位			
ハ 区分C	251 単位			
入院・外泊時加算		×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定	
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 入所日から30日を限度として、1日につき 71 単位を加算			
退所時特別支援加算	入所中1回、退所後1回を限度として、2,097 単位を加算			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が5日未満	1回につき 561 単位を加算		
	ロ 8日を超える入院期間が5日以上	1回につき 1,122 単位を加算		
長期入院等支援加算(仮)		×965/1000	3月に限り、入院期間が8日を超える場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定	
食事提供体制加算		1日につき 68 単位を加算		

【報酬に係る一覧】

項目・内容	更生施設		授産施設		通勤寮	地域区分
	入所	通所	入所	通所		
基本報酬	○	○	○	○	○	○
自治体設置の場合の算定(1000分の965)	○	○	○	○	○	
重度重複障害者加算	○	○	○	○	×	
強度行動障害者特別支援加算	○	○	×	×	×	
入院・外泊時加算	○	×	○	×	○	
定員超過	○	○	○	○	○	
日額単価変更に伴う激変緩和	○	○	○	○	○	
入所時特別支援加算	○	○	○	○	○	
退所時特別支援加算	○	○	○	○	○	
入院時特別支援加算	○	×	○	×	○	
長期入院等支援加算	○	×	○	×	○	
自活訓練加算	○	×	○	×	×	
栄養管理体制加算	○	○	○	○	×	
食事提供体制加算	×	○	×	○	○	
利用者負担上限額管理加算	×	○	×	○	×	
訪問支援特別加算	×	○	×	○	×	

加算(旧法)

○入所時特別支援加算

日中活動に係る加算中、初期加算の取扱いに準じる。

○退所時特別支援加算

日中活動に係る加算中、地域移行加算の取扱いに準じる。

○外泊・入院時加算

○入院時特別支援加算

○長期入院等支援加算

○栄養管理体制加算

○食事提供体制加算

○利用者負担上限管理加算

○訪問支援特別加算

○激変緩和加算

日中活動に係る加算の取扱いに準じる。

○常勤医師加算、

専ら当該旧指定身体障害者更生施設又は当該旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する、常勤の医師を1名以上配置しているものとして、都道府県知事等に届け出た、旧指定身体障害者更生施設(通所による旧法施設支援の場合を除く。)、又は、旧指定身体障害者療護施設(通所による旧法施設支援及び定員30人未満の場合を除く。)について、

- ・定員30人～40人の施設(小規模)については、1人1日につき 58単位を、
- ・定員41人～60人の施設(標準1)については、1人1日につき 34単位を、
- ・定員61人～90人の施設(標準2)については、1人1日につき 24単位を、
- ・定員91人以上の施設(大規模)については、1人1日につき 17単位を加算する。

○重度重複障害者加算

区分Aに該当する者であって、

- ・視覚障害
- ・聴覚若しくは平衡機能の障害
- ・音声障害
- ・言語機能若しくは咀嚼機能の障害
- ・肢体不自由
- ・内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)
- ・知的障害
- ・精神障害(知的障害を除く。)

のうち、3以上の障害を有する者(以下「重度重複障害者」という。)に対して、旧指定施設基準に規定する従業者数に加えて、常勤換算法で、重度重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配

置しているものとして、旧指定身体障害者更生施設又は旧指定身体障害者療護施設、旧指定特定身体障害者授産施設について、指定旧法施設支援を行った場合に、当該入所者1人につき、1日99単位を、当該通所者1人につき、1日48単位を所定単位数に加算する。

○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

平成18年3月31日において、現に視覚障害者又は聴覚・言語障害者の意思疎通に係る支援のため旧指定施設基準に規定する職業指導員又は生活支援員を、規定する員数に加えて、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、平成18年4月1日以後も引き続き当該職業指導員又は生活支援員を配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定視覚障害者更生施設又は旧指定聴覚・言語障害者更生施設・旧指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき入所定員に応じて単位数を所定単位数に加算する。

○遷延性意識障害者加算

医師により別に定める遷延性意識障害の症状を呈するとされた者を、旧指定身体障害者療護施設に受け入れた場合、当該対象者1人に対して1日につき所定単位数（31単位）を加算する。

○筋萎縮性側索硬化症障害者等加算

医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者（以下「ALS等障害者」という。）を、旧指定身体障害者療護施設に受け入れた場合、当該対象者1人に対して1日につき所定単位数（63単位）を加算する。

○神経内科医加算

ALS等障害者を受け入れ、当該旧指定身体障害者療護施設の職務に月2回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置しているものとして、都道府県知事等に届け出た旧指定身体障害者療護施設について、当該対象者1人に対して1日につき所定単位数（44単位）を加算する。

○看護師加算

ALS等障害者を受け入れ、当該旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を、旧指定施設基準第43条第1項第2号ロに規定する員数に加えて、常勤換算方法で1以上配置しているものとして、都道府県知事等に届け出た旧指定身体障害者療護施設について、当該対象者1人に対して1日につき所定単位数（258単位）を加算する。

○強度行動障害者特別支援加算

知的障害者であって、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練等を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると知的障害者更生相談所が別に定める基準に基づき判定した者について、市町村が認めた者を、指定知的障害者入所更生施設及びのぞみの園が設置する施設が受け入れ、基準省令第4条に規定する員数に加えて、当該指定知的障害者入所更生施設の職務に従事する常勤の生活支援員を2名以上（加算対象者が4人を超えて2又はその端数を増す毎に1を加えて得た数）、月に1回以上職務に従事する知的障害者の診療に相当の経験を

有する医師1名、心理療法担当職員1名以上配置し、かつ、居室は原則個室とするとともに、行動改善室、観察室等、行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けているものとして、都道府県知事等に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、入所による施設支援を行った場合は、当該対象者1人に対して1日につき所定単位数(区分A 481単位・区分B 565単位・区分C 722単位)を加算する。

○自活訓練支援加算

知的障害者であって、180日間の個別訓練を行うことにより、地域社会で自立することが可能であると、旧指定知的障害者入所更生施設、及び旧指定知的障害者入所授産施設(以下「旧指定知的障害者入所更生施設等」という。)の管理者の意見に基づき、市町村が認めた者について、地域生活移行のための別に定める自活に必要な訓練(以下「自活訓練」という。)を行うため、生活支援員を常勤換算方法で1名以上配置し、原則として当該自活訓練を実施する施設の敷地内に独立した建物を確保し、居室は原則個室とするとともに、通常の生活に必要な設備を設けているものとして、都道府県知事等に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設等が、自活訓練を行った場合に、当該対象者1人につき180日間を限度として所定単位数((Ⅰ)同一敷地内の建物で実施する場合 370単位・(Ⅱ)隣接敷地の借家等の建物で実施する場合 469単位)を加算する。

ただし、同一支給決定期間中1回(更に継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定する。

※訓練の実績は、毎年度末に都道府県知事に届け出ることとする。

※また、自活訓練支援を開始後3年目以降について、過去2カ年度の訓練修了者のうち、1人以上の者が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度については、自活訓練支援を算定することはできない。

相談支援

【内容】

障害者、障害児または、その保護者からのあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等の自立した日常生活、社会生活の向上を図ることを目的とします。

【対象者】

障害福祉サービス（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）を利用する支給決定障害者等であって、下記のいずれかに該当する者。

- ・入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間、集中的な支援を必要とする者
- ・単身で生活している者（家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない者を含む。）であって、次の状態にあるため、一定期間、集中的な支援を必要とする者
 - ・知的障害者や精神障害者のため、自ら適切なサービス調整ができない。
 - ・極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない。
 - ・重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち重度訪問介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けた者

【利用について】

- ・施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者は、計画的プログラムに基づく包括的支援を受けていることから支給対象としない。
- ・サービス利用計画作成費については、利用者負担額は発生しない。
- ・サービス利用計画作成費の対象者に係る上限額管理事務については、当該指定相談事業者が行うこととする。このとき、利用者負担上限額管理加算に代えて、サービス利用計画作成費Ⅱが算定されることになる。

【サービス利用計画作成費基準】

サービス種類	基本部分	減算部分
サービス利用計画作成費（Ⅰ）	850単位	
サービス利用計画作成費（Ⅱ）	1,000単位	事業者要件が基準に満たない場合 左記の単位数から 850単位を減算

※ サービス利用計画作成費の算定要件

(1) 報酬単価について

- ・サービス利用計画作成費（Ⅰ）

在宅にあつて、障害福祉サービス（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）を利用する支給決定障害者等に対して指定相談支援を行った場合に、1月につき算定する。

- ・サービス利用計画作成費（Ⅱ）

上記に該当する者について、利用者負担額等の上限額管理を行った場合に算定する。

(2) 報酬を算定できない場合

相談支援専門員の行う業務が運営基準に抵触する場合は、報酬を算定しない。

- ・少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し利用者等に面接すること。(モニタリング)
- ・サービス担当者会議等により、サービス利用計画の内容等について担当者から意見を求めること
- ・利用者又はその家族に対して説明のうえ、サービス利用計画を利用者等に交付すること

【減算】

相談支援専門員が行う指定相談支援の業務については、運営基準に定めることとしており、その基準に抵触する場合は

- ①サービス利用計画作成費(I)の対象者については、850単位を算定しない。
- ②サービス利用計画作成費(II)の対象者については、所定単位数から850単位を減算して算定する。(利用者負担上限額管理加算相当分のみの算定となる。)

【参考】 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(指定相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- 三 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な障害福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- 四 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等に加えて、指定障害福祉サービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 五 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- 六 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。
- 七 相談支援専門員は、前号に規定するアセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得なければならない。

-
- 八 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービスの目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成しなければならない。
- 九 相談支援専門員は、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該サービス利用計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。
- 十 相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。
- 十一 相談支援専門員は、サービス利用計画を作成した際には、当該サービス利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。
- 十二 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十三 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも、一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。
- 十四 相談支援専門員は、計画作成対象障害者等が、支給決定の変更の決定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス利用計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。
- 十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定するサービス利用計画の変更について準用する。
- 十六 相談支援専門員は、適切な指定障害福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十七 相談支援専門員は、指定障害者支援施設等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。